

平成 27 年

# 富岡町議会会議録

第 4 回 定例会

6 月 16 日開会～6 月 17 日閉会

富岡町議会

## 平成27年第4回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 6月16日(火曜日)

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	2
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○説明のため出席した者 .....	3
○事務局職員出席者 .....	4
開    会    (午前 9時59分) .....	5
○開会の宣告 .....	5
○開議の宣告 .....	5
○議事日程の報告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	6
○諸報告 .....	6
○議案の一括上程 .....	10
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	11
○一般質問 .....	16
三 瓶 一 郎 君 .....	16
宇佐神 幸 一 君 .....	22
安 藤 正 純 君 .....	30
遠 藤 一 善 君 .....	43
早 川 恒 久 君 .....	53
山 本 育 男 君 .....	62
○散会の宣告 .....	67
散    会    (午後 4時00分) .....	67

### 第2日 6月17日(水曜日)

○議事日程 .....	71
○本日の会議に付した事件 .....	71
○出席議員 .....	72

○欠席議員 .....	7 2
○説明のため出席した者 .....	7 2
○事務局職員出席者 .....	7 3
開    議    （午前 9時58分） .....	7 4
○開議の宣告 .....	7 4
○議事日程の報告 .....	7 4
○会議録署名議員の指名 .....	7 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	7 4
○委員会報告 .....	1 0 6
○動議の提出 .....	1 0 9
○閉会の宣告 .....	1 1 0
閉    会    （午後 1時39分） .....	1 1 0

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 平成27年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成27年6月16日（火）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 2号 議員派遣の件について
- 推薦第 1号 富岡町農業委員会委員の推薦について
- 報告第 2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 5号 専決処分の報告について
- 議案第44号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第45号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定について
- 議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例について
- 議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 2号 議員派遣の件について

推薦第 1号 富岡町農業委員会委員の推薦について

報告第 2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第 3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5号 専決処分の報告について

議案第44号 専決処分の報告及びその承認について

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定について

議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例について

議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会報編集特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務常任委員会報告

6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

発議第 2号 議員派遣の件について

- 推薦第 1号 富岡町農業委員会委員の推薦について  
報告第 2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告について  
報告第 3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 5号 専決処分の報告について  
議案第44号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第45号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定について  
議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例について  
議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）  
議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

---

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君

教 育 長	石 井 賢 一 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	齐 藤 真 一 君
総 務 課 長	伏 見 克 彦 君
参 事	滝 沢 一 美 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶 雅 弘 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	猪 狩 隆 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 安 全 对 策 課 長	横 須 贺 幸 一 君
産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
参 事 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿 久 津 守 雄 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
参 事	郡 山 泰 明 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	渡 辺 弘 道 君
参 事 兼 大 玉 出 張 所 長	三 瓶 保 重 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
事務局庶務係長	大 和 田 豊 一



開 会 (午前 9時59分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月9日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る6月5日、平成27年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催されました。その席上、議会議員として20年以上地方自治の振興発展に寄与、貢献された功績により、福島県町村議長会より自治功労表彰の伝達が行われました。本町議会からは、渡辺光夫君が表彰の榮に浴されております。心よりお祝い申し上げます。

よって、ただいまより渡辺光夫議員に表彰状の伝達を行いますので、暫時の間よろしく願いいたします。

なお、不肖私、塚野芳美も受賞しましたことをあわせてご報告いたします。

それでは、伝達を行いますので、壇の前に渡辺光夫議員、おいください。

[表彰状の伝達]

○議長(塚野芳美君) 次に、平成27年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。また、陳情書1件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 安藤正純君

6番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの2日間と決定いたしました。

---

#### ○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

27監第3号、平成27年6月16日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成27年2月、3月、4月分、（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。3月18日、4月20日、5月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。（2）違法または不相当と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

別紙のとおりでありますので、朗読を省略したいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第11号、平成27年6月16日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果、次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)発議第2号 議員派遣の件について、(3)推薦第1号 富岡町農業委員会委員の推薦について、(4)6月定例会の会期及び日程について、(5)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成27年6月の9日午前9時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。(1)議案審議について、6月定例会に町長提出予定の議案の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件4件、専決処分報告及び承認案件2件、計画案件1件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、補正予算案件4件、合計15件。

(2)発議第2号、議員派遣について、今定例会に提出することに決した。(3)推薦第1号、農業委員会委員の推薦について、今定例会に提出することに決した。(4)6月定例会の会期及び日程について、6月定例会の会期日程については、会期を6月16日から17日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(5)その他、①一般質問について、一般質問の通告6名について議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書、以上1件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、本委員会が求めていた下郡山地区で栽培された米のベータ線の検査の結果について、全議員に周知することに決した。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第12号、平成27年6月16日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第182号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第182号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第182号の編集について。とみおか議会だより第182号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第182号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を第4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウト等の審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第182号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第13号、平成27年6月16日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年2月・3月・4月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロード

マップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。記載のとおりでございますので、お読み取りいただきたいと思ます。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力（株）より説明を受けた。5月29日にノッチタンクから3号機タービン建屋に汚染水を移送している際、耐圧ホースから汚染水が漏れいていた件について、調査結果と今後の対策について説明を受けた。3、その他、営業損害に対する2カ年分一括賠償（案）や今後示される第5次追補を受けて、現時点での東京電力（株）の賠償に対する考え方について説明を受けた。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において、議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第16号、平成27年6月16日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。調査研修報告書、本委員会は付託された事件について調査研修を実施したので報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書、1、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

2、研修名称等。名称、平成27年度町村議会広報研修会、場所、郡山市ビッグパレットふくしま、日時、平成27年5月20日水曜日、午後1時から4時。

3、参加者は記載のとおりであります。

4、研修の概要。講演、「議会広報紙における紙面表現の基本」、読まれる議会広報紙を考えるために、知っておきたい視覚化の基礎知識、紙面レイアウトの方法と住民視点に立った表現、議会広報クリニック、グラフィックデザイナー、長岡光弘氏。

5、所見。議会報は議会活動を町民にわかりやすく伝えるという責務を担っている。いかに町民の目を引き、手にとってもらえるか。そして、訴求力のある紙面で興味を持って読んでもらえるかがとても大事になってくる。議会として活動したことをただ漫然と掲載するのではなく、目を引くレイアウト、内容が推察できるような大見出しや小見出し、わかりやすい表現など、読み手の視覚に訴える工夫を凝らし、多くの読者にさらに受け入れてもらえるような議会報をつくっていきたいと考える。今回議会広報クリニックで当町の議会だより181号を講師に診断していただいた。表現として一文が長いところがあったとの指摘は受けたが、紙面構成のスキルが高く、訴求力のあるよい広報紙であるとの言葉をいただいた。今後とも読者の目線に立って、読者の知りたいことを端的にわかりやすく伝えることが議会活動に対してさらなる理解を得る手段であると考えている。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成27年第4回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度も早いもので3カ月が過ぎようとしております。これまでも常々申し上げてきたところではありますが、私は震災後5年目を迎えた今年度をふるさと富岡町の復興を目に見える形で具現化する年にしたいと考えております。これまでの除染やインフラ復旧に加え、今年度は具体の姿が見えてこなかった復興拠点について、着実に形にしていくためのさまざまな取り組みを職員一丸となって進めているところでございます。この復興拠点の整備は、双葉郡の中核として栄えたふるさと富岡町の再生をなし遂げるため、極めて重要であることは言うまでもありませんが、一方において複合災害から立ち上がる町の姿を多くの町民の皆様が目にし、実感していただくことで希望を取り戻し、ふるさとへの思いをつなぐなど、まさに心の復興にも大きく寄与するものと考えております。

一方で、こうした復興への取り組みを町民の皆様とともに着実かつ効果的に進めていく上では、中長期の展開を視野に入れた計画が必要であります。本定例会には、町復興の羅針盤となる富岡町災害復興計画（第2次）の制定議案が上程されております。町民と町職員、56名で構成された検討委員会では、延べ100時間を超える真剣で活発な議論が交わされ、将来の町の姿はもとより、本格復興に向けたさまざまな事業、施策、アイデアなどをこの計画にたくさん詰め込んでいただきました。策定後は、この計画をもって町の復旧、復興をさらに加速度的に進めてまいります。本定例会において議案として上程させていただいておりますので、議員の皆様におかれましてはご審議方よろしくお願いたします。

一方で5月末、与党による東日本大震災、復興加速化のための第5次提言が総理大臣に提出され、政府は去る6月12日、その内容に沿った形で福島復興指針の改定を閣議決定いたしました。私は、この改定指針について、複合災害に苦しむ原発被災地の復興をより加速していこうとする政府の強い姿勢があらわれていると感じる一方で、解除時期や賠償などについては決定ありきとなつてはならないものと考えており、今後ともあくまで被害の実態や復旧、復興の進捗などに即した柔軟かつ誠意ある対応を国に求めてまいる考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、緒についた復興を着実に進めるためには、復興財源を何としてでも確保していかなければなりません。先月末、平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の導入について、復興庁の浜田副大

臣との意見交換の機会がございました。その中で私からは、本町を含め原発被災地においては、これから本格復興の集中期間であることを改めて申し上げるとともに、県道広野小高線、通称浜街道など町の復興にも影響しかねない県事業の負担の軽減、緊急雇用事業の継続、イノベーション・コースト構想具現化のための確実な財源確保などを強く求めてまいりました。今後とも財源確保を初めとするさまざまな課題について県や関係市町村とも連携を密にし、国に対する要望などを行ってまいります。

次に、管理型処分場 Fukushima エコテック クリーンセンターについてであります。私は、このほど国が施設を国有化する方針を示したことなどについては一定の評価はするものの、現時点の対応方策だけをもって、直ちに町民の皆様が不安などが払拭されるものではないと考えております。今後国に行政区長会や住民説明会で説明をいただき、町民の皆様のご意見やお考えを改めてお聞きした上で、国の対応を十分見きわめながら、議員の皆様とも協議の上、丁寧に対応してまいる考えであります。

このように本町を取り巻く状況は目まぐるしく変化しておりますが、ふるさと復興の実現に向け、非常に重要な時期にあります。この歩みをとめることなく、これまで推し進めてきた各種施策をさらに発展させながら、一日も早くふるさと富岡を取り戻すことのできるよう全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、3月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。町農業委員の選挙につきましては、本年度が改選の年となっており、6月25日告示、7月5日投票で一般選挙を行います。議会からの推薦も依頼しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併60周年記念式典につきましては、7月25日土曜日にいわき明星大学、児玉記念講堂での開催を予定しておりますので、議員各位のご臨席をお願いいたします。

次に、保健センターの応急復旧に係る先行工事につきましては、6月10日に入札を行い、施工業者が決定しております。遅くとも年内には檜葉分室の機能を移し、町内復興拠点に近接した保健センターで業務を開始する考えであります。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、第2次復興計画につきましては、検討委員会でお示しいただいた本計画案について、議会全員協議会やパブリックコメントの結果など貴重なご意見を集約調整し、このほど総合開発審議会より適当であるとの答申をいただきました。この計画では、どの道を選んでもふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町、これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指して、帰還する、帰還しないまたはできないの二者択一の選択以外に長期待避、将来帰還を町独自の選択肢として明らかにし、町民の一人一人の心の復興、町民の心をつなぐふるさと富岡の復興を基本理念としたものとなっており、町再興の指針となるものと考えております。今後、重点事業など施策の推進を図り、町再興の道を着実に歩む所存ですので、議員各



位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復興拠点につきましては、復興を加速させるため、曲田、岡内地区周辺を復興中核拠点と位置づけ、暮らしに必要な医療、福祉、商業、住居などについて、事業着手が可能となった施設より順次整備することと計画しております。現時点では、一時帰宅者が気軽に立ち寄ることのできる交流サロン、仮設診療所、集約型の商業施設、災害公営住宅などの建設に係る諸準備を国や県、関係者などと進めている段階であり、詳細な整備計画がまとまり次第、随時報告してまいりたいと考えております。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地地区画整理事業につきましては、町復興拠点の重要な基盤となる曲田地区の整備を加速するため、現在地区内都市計画道路を復興の基幹道路に位置づけるなど、復興交付金事業としての財源確保に向け、都市計画の変更事務を進めているところであります。また、今月10日には、駅前広場などの基幹施設の詳細設計を発注しております。さらに、これら基幹施設を補完する地区内道路の設計を進めるため、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

次に、防災集団移転事業につきましては、平成26年度末に実施しました基盤地区の居住者説明会での住民の意向を踏まえ検討してまいりました災害危険区域の設定がまとまり、本定例会において富岡町災害危険区域に関する条例（案）を上程させていただいておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。今後は、順次住民意向調査の結果をもとに移転促進区域の設定などを進め、年内の大臣同意を目指し事務を進めてまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴って配布される個人番号通知カードにつきましては、各市区町村において平成27年10月5日時点で住民登録のある住民に個人番号を付番し、簡易書留により住民票の住所へ個人番号通知カードを郵送することとなります。当町は、被災者特例として避難先住所への郵送となることから、町広報などにより町民に対してマイナンバー制度内容の周知を図り、避難先の変更などを速やかに届け出てもらうなど常に最新情報の把握に努め、個人番号の通知に向け準備を進めてまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。初めに、富岡町臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきましては、町が実施主体となって昨年度から実施しており、経費の全額が国補助金であります。対象者や申請方法の詳細につきましては、広報とみおか7月号でお知らせしてまいります。

次に、平成27年度敬老会につきましては、郡山市会場が9月3日、いわき市会場は9月10日に開催を予定しております。より多くの皆さんに参加いただけるよう事前アンケートを実施し、送迎バス乗車場所をふやすとともに、送迎いただける家族の皆様にもお席を設けるなど、丁寧な対応をしていきたいと考えております。また、アトラクションには「孫」のヒット曲で有名な大泉逸郎さんを予定しているところであります。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。除染除去土壌などに係る中間貯蔵施設予定地内の保管場所への先行輸送、いわゆるパイロット輸送につきましては5月26日、小良ヶ浜地区の第2仮置き場から始まり、仏浜地区の第1仮置き場も含め搬出が終了いたしました。今後安全性、確実性などパイロット輸送の結果を検証し、本格輸送に向けて国や県との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、営農再開支援事業につきましては、除染した農地の地権者への引き渡しは今月末には始まり、いよいよその後の保全管理が必要となってまいります。当町では、ことし2月、農業復興組合が設立されており、今後は各地区において農地保全と再生に尽力いただくこととなっております。町といたしましては、福島県営農再開支援事業を活用し、復興組合の活動を支援してまいります。

次に、下千里、大石原地区に係る太陽光発電事業につきましては、当町の新たな産業の創出を図るため、再生可能エネルギー事業の一環として本事業に取り組み、昨年度までに対象地域となる地権者の仮同意をいただいているところです。現在は、地権者ごとの損益計算や発電会社の設立などについて県と協議の上、準備を進めております。今年度中には、地権者との土地賃貸借契約の締結、発電設備の発注を行う予定であります。

次に、原子力損害賠償につきましては、町は与党提言の骨子が固まる以前より、自民党県本部による聞き取りや額賀復興加速化本部長の町内視察において要望を行ってまいりました。さらには、県知事が会長を務める福島県原子力損害対策協議会において、国に対し営業損害や解除時期に伴う精神的賠償について意見を申し上げたところであります。今後の町復旧、復興の状況を確認の上、実態に見合った賠償が行われるよう、国、東電に強く要望してまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。下水道施設の復旧につきましては、避難指示解除準備区域並びに居住制限区域のおおむねにおいて、平成28年4月より使用可能となるよう復旧作業を進めております。本年6月には、上手岡地区農業集落排水施設の一部で使用が再開され、公共下水道の使用も本年8月より順次再開することとして作業を進めております。なお、基幹施設が帰還困難区域内にある小良ヶ浜農業集落排水施設につきましては、早ければ年度内にも復旧工事に着手し、まずは居住制限区域に係る汚水処理区域について早期の使用再開を目指して作業を進めることとしております。

次に、町道などの復旧につきましては、上下水道施設の復旧工事と調整を図りながら作業を進めているところであります。復旧工事中の北郷会沢線などの早期完了や未着工路線の復旧工事の早期着工に努めてまいります。

次に、農地等の災害復旧につきましては、関係者並びに関係機関との緊密な連携により、既に工事に着手している椿屋第1ため池の工期内完了と福島県が代行施工する家老ため池及び舘山ため池の早期着工を目指してまいります。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、国の直轄除染につきましては、3つの工区いずれも順調に進んでおり、全体の進捗率も50%を超え、宅地、森林、農地とも最盛期を迎えております。今後とも迅速かつ効果的な除染の実施に向け、現地での除染パトロールや立ち会い、連絡調整など、町としての役割を果たしてまいります。また、除染廃棄物の仮置き場につきましては、現在津波浸水エリア並びに帰還困難区域である小良ヶ浜、深谷地区の仮置き場において造成が完了した部分から順次搬入が進んでおります。このような中、作業中の事故防止と町内の治安維持のため、除染事業者らで組織されている防犯パトロール隊による警戒巡回も毎日実施していただいております。

次に、国による被災家屋等の解体につきましては、昨年度は25件の家屋解体が実施されており、現在のところ673件の解体申請が受理されております。今後とも町民の危険回避や町内環境の荒廃抑制の点からも一日も早い解体撤去の実現に向け対応してまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、県外避難者支援につきましては、1月に開設した県外避難者支援拠点事務所において、4人の復興支援員が避難者宅の戸別訪問や電話による生活相談、交流イベントの開催など、活動を本格化させております。また、4月11日の復興への集いには、首都圏に避難する皆さんに町民ふるさとバスを運行して、離れて避難する町民同士が交流を深める機会を提供いたしました。

次に、下郡山集会所に設けてある役場連絡所の移転につきましては、町民の皆様の利便性などを考慮して町中心部への移転を検討してまいりましたが、このたび国道6号線沿いの大型商業施設向かいにある回転ずし店舗の敷地を借用することとなりました。ことしの秋ごろまでには、約30坪の建物を建設し、一時帰宅する町民の皆様の休憩所や待ち合わせ場所として、また町の復興拠点における新しい役場連絡所として多くの皆様に利用いただけるよう準備を進めております。

次に、住宅支援関係につきましては、まず応急仮設住宅につきましては4市町村、13カ所に1,724戸が建設されましたが、現在の入居率は60%であります。また、借り上げ住宅につきましても県内各地の2,327戸に入居しておりますが、前年度の戸数に比べ約4分の3となっております。いずれの住宅も入居戸数が減少傾向にありますが、自宅再建や復興公営住宅への入居など、恒久的な住宅に移られる方がふえてきたことによるものと考えられます。

次に、復興公営住宅につきましては、昨年11月から入居が始まった復興公営住宅において、第1期、第2期を合わせて16団地に304世帯、492人の町民が入居または入居が決定しております。入居者同士のコミュニティーを維持する自治会設立の動きにつきましては、この4月に日和田団地において初の自治会が設立されましたが、ほかの団地においても引き続き設立に向けた支援を行ってまいります。また、大玉村営災害公営住宅につきましては、入居予定戸数の状況を精査した結果、当初計画から8戸減らした59戸で整備することで福島県や大玉村と協議を進めております。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。富岡町幼稚園、小中学校三春校につきましては、園児10名、小学生16名、中学生23名の計49名で新年度をスタートいたしました。少人数ではありますが、

ますが、今年度も子供一人一人に目が行き届くきめ細かい指導を実践し、成果を上げているところで  
す。なお、今年度から中学校では卓球部、バドミントン部、そして総合文化部の3つの部を設け、活  
動を開始したところであります。

次に、5月末に完成しました三春校の仮設体育館につきましては、体育の授業やクラブ活動、運動  
不足になりがちな子供たちの体力づくりなどで活用することはもちろん、放課後や祝祭日などには社  
会開放するなど、避難している方にも利用していただけるように考えております。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件4件、専決処分の報告及  
び承認案件2件、計画案件1件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、平成27年度一  
般会計歳入歳出補正予算案件など計4件の合計15件であります。

詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な  
案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由  
の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

#### ○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、13番、三瓶一郎君の登壇を許します。

13番、三瓶一郎君。

〔13番（三瓶一郎君）登壇〕

○13番（三瓶一郎君） 私は、今回の定例会において2問の質問を提示しておりますけれども、非常  
に時間を要するので、簡単な答弁をお願いしますというふうに通じておりますけれども、私もいろい  
ろ考えますと、非常に発足当時からのことをいろいろ調べましたけれども、しかし当時の理事者が  
誰もいないのです。宮本理事にだけ質問しても、これはなかなか前に進まないだろうということで、  
実質的な問題についてだけ質問させていただきたいと思っております。

まず、8年前、水企業団の長のつく人間が五、六人来まして、富岡町で全協を開いて、その中で説  
明があったのです。それは、富岡町の水道の再生には44億円かかるというような指摘があったので  
す。これは、私は随分ぼったくりだなと、議会で言うぼったくりというのは失言かわかりませんけれ  
ども、これはもうひどいと思ったのです。44億円の中に4億円は、当面5年後に通過する川北線、川  
南線、これ両方とも通過すると。しかし、5年というのはなかなか待てないので、北工区のために宮  
の原ポンプ場をポリエステルのタンクで5年間応急処置をしておけば、5年後にそれを解体して北線  
を通すという話だったのです。町長に、ところが実際44億円の4億円は宮の原のポンプ場の仮改修な  
のです。それが4億円なのです。これも私はひどいなと思ったのです。実質その年に入札やりました。

入札やったところが、あるプラントメーカーが落札しました。何とそれが1億9,200万円です。半分以上です。私も啞然としましたけれども、その後、今度宮の原ポンプ場は北工区の仮の格好で、北工区が通水すればいいということだったのです。それで町長、私町長にきょうは図面持ってこようと思ったのですが、町長は上手岡の人だから、私が言ったことについて頭の中に入ると思ったものですから持参しませんでしたけれども。

まず、北工区ですか、私の考えたところは、あそこの杉内の交差点から県道小野富岡線の歩道の部分に直接行けば約3.2キロです。いいですか。町長もそう思うでしょう。ところが、実際杉内の交差点から700メートル行ったところに鶏小屋ありますよね。昔あったのです、鶏小屋。そこから分岐して700メートル東側に通した。ここは町長、行ってみるとわかりますけれども、軽トラックやっと通れるようなところですよ。私は、何でこんなことするのだろうという考えはしました。ところが、それは700メートル、実質的には770メートル行っているのです。全く意味のない70メートルです。70メートル手前から今度南に下がっていたのです。軽トラック入るのもやっとなところですよ、これ。それで、もとの小野富岡線に戻ったわけですよ。私は、役所というのはどんな考えをしているのかなと思ったのですけれども。そしたら次の年、地蔵院の後ろ、農道に700メートルやっぱり行っているのです。そうすると、この3本だけ合わせて1億円以上の、私はどんなに水企業団の立派な技術者が来ても、私は全然問題にしませんけれども、こういう無駄金を使っているのです。いいですか。私が言ったら、県道小野富岡線の舗装は切れないということだったということなのですよ。私は、相双建設事務所の土木部の管理課に行ってこれを話ししました。いや、あれはもう5年前に舗装終わっていますから、切ってもいいですよということにもかかわらず、その件も私は水企業団に指摘しているのです。県で調べたら、あなた方が言っていることは違いうらうと。そういう宮の原ポンプ場の半額でできた仕事あるいは今言った3つの路線ですよ、これ何にもならないのです、無駄金です。総務課長に聞きたいですけれども、1億円のお金というのはどのぐらい価値があるか、そういうものを考えたときに、私はやっぱりここに大変失礼ですけれども、議員の皆さんに誤解されると困るのですけれども、議会で個名を出してもいいのです。ただ、誹謗中傷するのは、これは条例に載っていますけれども、議会の品位を傷つけるということで、個名を出しても誹謗中傷はしてだめだという条例があるのです。だから、そういう点で、私は町長の協力が得られるのであればあるいは町長の頭の中で計算されるのであれば、今ここに竹原さんという人と三瓶清一さんという人がいるのです。この2人はプロです。だから、夜の森北線をこの2人に週に1回でも2週間に1回でも検討させて、今建設課というのはないと思うのですけれども、測量とか、それから高低の高い、低いとかという、こういうのは古い建設課の方に協力してもらってやればいいのかというふうに考えているのです。全くこれ1億1,000万円近くは無駄金です。どんなに水企業団が来て私に説明したって、これはもう使い物にならないのです。だから、1億1,000万円はもう投げて、こんなのを追っかけたら、幾らお金あったって足りないです。さっきの44億円と言ったとき、私は随分ひどい積算するなと思ったら、案の定宮の原ポンプ場

がそのとおり、それから北工区だってそのとおり。だから、これはもう諦めて、とにかく北線は、これは役所で確認してもらってもいいですけども、舗装切れるのですから、小野富岡線は、通称高津戸街道は。こう一直線で行けば、恐らく今言った3工区に、これをやらないで小野富岡線の舗装の部分を走ってくれば、今ごろはインターチェンジの先まで行って、権現山のところまで行っているわけです。これは、全部やり直しです。やり直しというよりお金をただ投げたということなのです。だから、こういうことを町長に2つお願いしたいのは、1つは三瓶清一課長、それから竹原課長の協力を得ながら、そして昔の建設課に明るい人と協議の上、測量して、新たに小野富岡線を直線を持っていくということであれば最小限に、そして速やかに私は通水できるのだろうと、こう思うのです。

それからもう一つ、南線もそうなのです。南線も確かに清水まで行っています。赤木で分岐して滝ノ沢通って岩井戸。岩井戸でも大失敗しているのです。あそこの岩井戸で70メートル、紅葉川の端のところまで行っているのです。ところが、あそこから先はお寺さんともう一軒民家と、あとお湯屋しかないのです。お湯屋は、水道を使ったらお湯屋にならないと。我々は、鉱泉使うからこそ商売になるのだからと。今そんなものを持ってきてもらっては困ると、70メートル。今ダクティル鑄鉄管という、あの辺だと250ミリ、メートル70万円するのです。そういう無駄が余りにも多過ぎると。それから、岩井戸通って清水行きました。清水行ったらば、清水のポンプ場要らないのですから。そして、本当は清水屋さんって昔ありましたね。清水に清水屋さんというスーパーがありましたね。あれから平山自工、これは塚野議長の前を通るのです。ここも至急やらないと、南工区をやっても結局それはアウトなのです。なぜなら、これは後で塚野議長にお伺いするとわかるのですけれども、あそこに幼稚園設けましたよね、塚野議長のそばに。あそのとき周辺の住民は、ここで幼稚園持ってこれて水使われたらば、今でも少ないのに保育所で水使われたらとんでもないということで、地元住民の方に納得してもらうために保育所の中に6トンのポリタンクつくって、夜そこに水をためて日中使うのならばいいだろうというようなことですから。ここにまた南線だって、これは圧力かければかかります。しかし、管はどうなります。そういうことを考えたときに、そういう話も含めて一度町長、お願いですから、三瓶清一課長、それから竹原課長、それから当時建設に明るい人、こういう人に検討していただいて、もうとにかく水企業団はご承知のように最初30名で始まるということです。ところが、プロパー、これ素人です、20人は。それで、各広野から双葉まで2名ずつのいわゆる水道職員を2年間ずつ6年置こうと。6年終わったらば引き揚げようということで執行しているわけです。ところが、6年で覚えられないわけなのです。私びっくりしたのは、富岡の営業所、楢葉の職員が富岡のことを見てわかるわけなのです、これ。いいですか。いいですかというのは、町長を責めているわけではないのです。だから、そういうもう根本的に間違っているし、おかしい。だから、私は再三お願いしますが、お三方にでもひとつ町長のほうからそういう編成をして、富岡町は富岡町独自のことをわかっているのは、今言った、名前挙げた2人の方はよく存じていますから、この2人を軸にして一つグループで週に1回でも2週間に1回でも協議してやってもらうと。それで、それらのこ

とを町長も交えて話しした結果を、水企業団は2月と8月の定例会ですから、7月ごろ理事の一人として富岡の町長はやっぱり発言はそれなりに持っていますし、水企業団始まるときの負担金だって富岡町が一番高く払っているわけですから。だから、そういう点で富岡町の意向を聞いていただきたい。もうとにかく旧態依然とした水企業団なんていうのは、局長も理事長も榎葉の人、局長も榎葉、施設課長も榎葉。営業課ってあったのです。私も言ったのです。特別会計の水企業団、なぜ営業課が必要なのだと。民間でないだろうと。そしたら、その後営業課は廃止しました。だから、私の言うのは素人でもわかるのですから、町長のほうからその辺を先ほどから名前挙げた方ともう一人、土木の専門家とあわせて、富岡町は富岡町独自で見解を出さないと、そういう素人の名前は、プロパーという名はいいです。だけれども、実際やっていることは全く素人以下ですから。だから、それを正すのは、やっぱり町長が先頭になって、今何度か申し上げた方々のお知恵をかりてひとつやっていただきたいということですから、それについてはやりますとかやりませんで結構です。具体的な答弁は要りませんけれども。

それから、各議会でいろいろ議員から質問があるのです。例えばやっぱりこれも8年前だと思えます。塚野芳美議員という方が結局浜通り、小浜、仏浜、毛萱、あそこに防災無線が小さ過ぎると。もう少しボリュームを高いのにするか、もう少し本数を減らしてやってはどうかと。冬でもサーファーなんかはおりますし、夏も人気なところだということだったです。それは、前向きに検討しますということで検討されたかどうかわかりません。これいずれも富岡町長の、宮本皓一町長のときの話ではないですから。その後、黒沢英男議員が塚野議員の後だと思えますけれども、結局町は、27行政区のうち緊急避難場所を20カ所指定したわけです。黒沢議員は、20カ所全部チェックして回った。そしたら、黒沢議員の結果は半分も使い物にならないと言ったのです。なるほど、そのとおりで思えます。あの震災で富岡の施設のどこかでも使い物になったかということになっていないのです。だから、そういう議会でできたものは、私は、では前向きに検討しますとか、何とかしましょうなんていうことではなくて、それを町政報告されましたよね、先ほど。そうすると、きょういろいろ上がったものについての答弁はここでするものと、それからあしたの議会でいろいろ発案者がいると思うので、そういうものについての返答は、町長がやっている町政報告の中で、6月の質問はこういう質問だったですけれども、これはやりますよと、一般質問ではないです、一般質問でなく通常の質問であったときには、それをやるというようなことをひとつやっていただきたい。具体的に3カ月あるわけですから、6月のあしたにでもそういう質問があったら、それは次回の9月の質問に前回の質問の方々にはこうだけれども、こうですよ、こうですよというようなことをやっぱりやっていかないと、今言った防災無線の件、それから避難者住宅の確保の件、そういうものを全くないがしろにしていると。

ここで私ちょっと思い出したのですけれども、30年前、私が新人議員だったときに、ある議員が離岸堤、富岡の浜から100メートル置きに離岸堤をつくってはどうかと。この議員は、再三にわたって言っています。これは局長、30年前の資料があるかどうかわかりませんが、そういうことがあ

ったので。だから、小さい意見でもやっぱり重要だなと、行政上重要だなと。これ行政というのは、町民の上に成り立っているのですから、町民のことを思ったときにそういう意見も吸収していただいて、できないものはできない、では、やりましょうというようなことを、私は行政機構というのはよくわからないのですけれども、ここで一般質問あったことについて、これ議会終わった後に課長会議でも何か開いて検討会でもやって、それで結論出すのかなとは思っているのですけれども、その辺のことをよくわからないのですけれども、そのことについての答弁は要りませんけれども、北工区を含めた南工区の問題、それから少数意見であっても、それに対しての対応の取り組み方、その2点についてお答えいただきたい。簡単でいいです。やるかやらないかでいいですから、私は。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問について、町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 答弁をする前にちょっとお話をしたいと思います。

議員の一般質問の趣旨そのものが、これだけのものではなかなか理解できなくて、議員のところまで職員が足を運んでどういうことをお聞きしたいのですかということでご訪問させていただきました。こういうことでなくて、もう少し詳しく丁寧に書いていただければ、それで事が済むわけですので、今後ともよろしく願います。

それでは、13番、三瓶一郎議員の一般質問にお答え申し上げます。1、双葉地方水道企業団について。双葉地方水道企業団との関係見直しについて。双葉地方企業団との見直しについて、関係改善を必要と考えるが、今回の一般質問について企業団の理事者の一人として、企業団の8月定例会にしっかりと物申す考えはありますか。町長の所見をお受けしたい。特に富岡町北工区についてについてお答えいたします。ご質問の趣旨は、双葉地方水道企業団におけるこれまでの配水計画や配水池の工事、配水管理などについて議員がこうあるべきとお考えになっている内容や手法、現況との相違から生じるとご懸念によるものと推測いたします。上水道事業の施行につきましては、これまでも計画の策定や予算配分等につきまして双葉地方水道企業団と協議、調整などを図った上で実施してまいりました。町といたしましては、今後とも改善すべき点があれば改善し、企業団に対しても町としての意見をしっかりと申し上げ、さらなる協議、調整を図るなど、引き続き適切かつ効果的な水道事業の推進に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2、議会での少数意見についての町長の所見を伺いたい。議会、委員会からの少数意見に対して実質的に取り組んでいる姿勢が見受けられないが、今後の少数意見にどのように対応するのかについてお答え申し上げます。議会、委員会を問わず、議員各位のご発言につきましては、決して少数意見などとは見ておらず、全て民意を代表する貴重なご意見であると真摯に受けとめております。また、いただいたご意見につきましては、担当課のみの対応でなく、庁議や各種会議などで全庁的に情報を共有するとともに、解決に向けた方策の検討や早期実現に向けた取り組みや事業化を積極的に行



っているところでございます。また、本年5月より避難後の町内における情報共有の場であった事務連絡会議と町の政策の調整や進捗管理を行っていた政策調整会議などを一本化、刷新した復興推進会議を新たに立ち上げ、情報共有のみならず、新たな課題の解決に向けて目的やリスクの検討、意思決定から進捗管理なども行う会議としたところでございます。今後とも議員の皆様や町民の皆様からいただいたご意見に対しても、さらなるスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 町長、町長に私はどうのこうの言っているのではないのです。これは、過ぎ去ったことで水企業団、そもそも悪いが、無理な話なのです。最終的に250億円でしょう。ところが、富岡の水道、最大1万1,000トンとれるのです、1日。ところが、過去にさかのぼってみると、最大で7,400トンしか売っていないのです。それで、水がきれいで水質、当時91市町村あったときに富岡の水質はナンバーワンなのです。だから、町長、水企業団、本庁へ行くと、前にばかどかい調整池ありますよね。富岡は必要ないのです。畳半分あれば間に合うのです。それは、何でだと言ったらば、異常なぐらい水にこだわった当時の所長の代々の人が塩素滅菌だけはしようということで調印しておられている。だから、富岡は非常にいい水を安く町民に提供して、それでなおかつ営業利益、利益剰余金というのを3,000万円前後出しているのです、利益が出ていたのです。それを水道の歴代の所長は真面目ですから、これを一般会計に戻しているのです。一般会計大変だと思っております。そのぐらい優秀なところなのです。それをまねすれば、広野だって、浅見川のだ真ん中と両側15メートル離れたところにボーリング3本おろせば、3億円もあれば十分なのです。ポンプ場も含めて5億円もあれば十分なのです。だって、町長、今我々の計算記録のもととなるのは、1人が使用する水は350リッターなのです、計算は、積算根拠。リベラルヒルズあの山の中で井戸掘って、1日800トン出るので、3本もあれば広野間に合う、双葉間に合うでしょう。双葉の前田川にボーリング1本おろして、両サイドに15メートル離して掘れば、それで済むでしょう。そしたら、双葉と広野は5億円で、合わせて10億円で済むのです。ところが、実際は250億円かかっていますよね。富岡町、一番負担金が多いのです、人口が多いですから。そういうことをやっているのです。だから、これは町長だって専門家でないですから、それは昔の町長も専門家でないですから、当時の理事会はそういうふうに決めたのでしょうけれども、それが250億円も260億円もなるなんていう計算は成り立たないでしょうと。広野20億円あるいは双葉10億円やれば済んだ話です。これは、そんなことですから、富岡の南工区と北工区については、ひとつ先ほど名前挙げた職員と協議の上に、それでやっぱり異論があれば、三瓶一郎が言ったことが正しいという結論に立てば、立たないで、いや、三瓶一郎の言っていることは間違っているというのであれば、その必要はありませんけれども、これ私が名前出した方々と相談してみても何とかなると、三瓶一郎の言っていることは間違っていると。3工区は、ちゃんと行きますよと言

ったって、私は相手にしないですけども、そういう結論が出ればそれに従うしかありませんけれども、そういうことを頭に入れておきたいと思います。答弁は結構でございます。

それから、議会での少数意見について、今申し上げたように過去にそういう離岸堤の問題とか防災無線の少なさとかボリュームの低さとか、それから避難所の町指定の20カ所が実際は半分も使えなかったというようなことを今後ご検討の上、ひとつ答弁は結構ですから、私の言わんとするところをご理解の上、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、6番、宇佐神幸一君の登壇を許します。

6番、宇佐神幸一君。

〔6番（宇佐神幸一君）登壇〕

○6番（宇佐神幸一君） 今議長から発言の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。今町民は、避難生活4年を過ぎ、町も第2次災害復興計画も作成され、今定例会において決定される予定でもございます。これから29年度以降、富岡町に帰る町民の中で、今回中高年齢層を迎える町民に対して大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、今後帰町した町民に、特に高齢者に対する生活環境に係る整備構想は。中でも町に戻りたい、後に戻りたいと願う町民、特に高齢者に対する居住や福祉など、生活環境に係る整備構想を今から検討すべきと考えるが、町としてどうお考えするかお答えください。

2つ目、町内での中高年齢層が活躍できる機会の創出について。その中でも1つ、帰町する元気な中高年の町民に復興の担い手として活躍できる場所や交流する機会など、生きがいやきずなづくりができる機会を創出しては。町としてどういうお考えであるかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 11時30分まで休議いたします。

休 議 （午前11時21分）

---

再 開 （午前11時29分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

6番、宇佐神幸一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、宇佐神幸一議員の一般質問にお答えいたします。

1、今後、帰町した町民、特に高齢者に対する生活環境に係る整備構想について。1、町に戻りたい、後に戻りたいと願う町民、特に高齢者に対する住居や福祉などの生活環境に係る整備構想を今から検討すべきと考えるがについてお答え申し上げます。帰町した高齢者に対する住居や福祉の生活環

境整備につきましては、これまでも重要な課題と受けとめ、第2次復興計画及び高齢者福祉計画策定の中で、町内の関係機関とともに協議を進めてまいりました。また、第2次復興計画におきましては、帰町に向けた高齢者住まいの取り組みとして災害公営住宅の整備とともに、高齢者が共助の精神で過ごす共同生活型住宅の整備と高齢者、障がい者などへの見守り体制の整備と介護施設の再構築を掲げております。まず、高齢者向けの共同生活型住宅につきましては、ひとり暮らしの高齢者などの希望者に住んでいただき、共助スペースを設け、そこで洗濯や懇談、そして一緒に昼食を食べることができるよう機能を兼ね備えた住宅の整備を検討してまいります。一方で、帰町する高齢者は持ち家での生活を希望する方が多いという復興庁による住民意向調査の結果もありますので、持ち家で生活できる高齢者の見回りや相談活動を通じた生活支援のあり方について、町社会福祉協議会などと連携を図りながら対応を検討してまいります。また、健康で暮らすためには、医療提供体制の整備は欠かせません。そのため平成28年秋の開業を目標に町立の仮設診療所を整備して、病気治療と疾病の予防に努めてまいりたいと考えています。さらには、帰町する高齢者のニーズに応じた介護サービスが受けられるよう、介護サービス提供事業者などと介護サービス体制の整備に努めなければなりません。また、特別養護老人ホームなど入所型介護施設については、郡内町村での連携利用を進めながら、町内での施設の再構築に向けて検討してまいります。以上のようなことから、帰町する高齢者などに対する生活環境整備については住まいや医療、介護や生活支援などの多職種連携による取り組みと早期実現が極めて重要であると考えております。町といたしましては、今後新たな検討委員会を設置して、ふるさとへの帰町に向けた福祉などに関する計画の策定に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

次に、2、町内での中高年齢層が活躍できる機会の創出について。1、帰町する元気な中高年の町民に復興の担い手として活躍できる場や交流する機会など、生きがいやきずなづくりができる機会を創出してはについてお答えいたします。ご承知のとおり、昨年復興庁が実施した住民意向調査によりますと、帰還宣言後の富岡町は高齢世帯が多くなることが予想されます。一方で帰町する元気な中高年の方はもとより、若い方はふるさと富岡の復興の大切な担い手でもあります。私は、帰町する元気な町民の皆様には、地域での活動に積極的に参加していただきたいと考えており、町といたしましては復興の担い手として活躍できる場や機会を提供してまいりたいと考えております。具体的には、農業や商工業の分野はもとより、この秋にも国道6号線に整備を計画している交流サロンの運営などを初め、帰町した町民の日常生活に直結した空間線量や土壌触診のモニタリング調査委託の担い手や介護資格取得による介護サービスの担い手など、生活環境、福祉領域においても活躍の場や機会を提供してまいります。高齢者に限らず、町民が自立でき、心身ともに健康で文化的な生活ができる生活環境の整備は、ふるさと富岡の復興、そして町民の心の復興を実現するため、欠くことができない重要な取り組みであると考えておりますので、ご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今町長からご説明いただきました内容はほぼ理解もできますが、またそれとともに前からお話しいただきました今回決定いたします災害復興計画の中においても、内容的にあわせてみると町長の考えもよく理解できるのですが、私は今回災害復興計画第2次が作成されるとともに、これはハード面と考えていくと、これが基本であれば、同じく今現在からもソフト面という面では考えていかなければならないのではないかと考えております。なぜならば29年度以降、富岡町が本格的に富岡町において町制が施行されるにわたって、町民もそれに一緒になって富岡町で復興が始まっていくと私も理解しております。そうなってくると、一緒に今から始めていないと、実際におくれるのではないかとということも考えておりますし、また町長の今のお話の中でやっぱり富岡に帰るといふ方たちは、私の聞いている範囲では高齢者の方を初め、中年の方々が帰るといふのを聞いております。ただ、問題点としては、私はなぜここで環境を整備するべきだと思っているのが、一番は高齢者の方たちが向こうに帰って各家、また災害復興住宅にお住まいになった状況下において、もし体調等が崩れ、介護、要介護を必要になったときに、前から各議員から特老の問題も出ておりますが、それにかわるもの、その急場にかわるものの施設もともにつくるべきではないかと私は思っております。そのためには富岡町、社会福祉協議会、伸生双葉会、こういう関連する団体と協議をし、また連携をとりながら進めていかないとまずいのではないかと考えております。その点のことも踏まえて、まずそのところをお聞きしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ご質問ありがとうございます。

今後帰還をする富岡町におきまして高齢者対策、大変重要なものだというふうに捉えておるところでございます。つきましては、今後帰還する町民の中で高齢者の率が非常に高いということで、高齢者の対策というものにつきましては、これまでも検討してまいったところでございます。今後必要になった高齢者に対する対策につきましては、先ほども回答申し上げましたとおり復興2次計画とともに町のほうで検討委員会を立ち上げまして、今後関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 検討されるのはもちろん当然なことだと思っております。ただ、私は今検討するのもそうなのですが、あらゆる面のものも踏まえてやっていただきたいと。それはなぜかというと、今回一つのご提案ではございませんが、先ほど町長の中のお話にも出ました高齢者に対しての富岡町において、自宅に戻られる方は自宅で復旧、復興をされていく。ただ、困難区域とか、また戻れないような状況下において、でも富岡に戻りたいという方たちにおいては、やっぱり先ほど出ました一戸建てという形も考慮するべきではないかということと、ただ建てるのではなくて、先ほどお話ししていますが、もし何かあった場合も対応できるように、要介護も含めた対応をできるような施

設またはできるような一戸建ての住宅というものも対応するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 高齢者につきましては、大きく2点があるかと思います。確かに自宅に帰る高齢者につきましては、元気な高齢者につきましては、町のほうでいろいろと今後の生きがい対策の担い手となっていただくというふうなことも踏まえて、積極的に社会参加をしていただきたいというのが一つでございます。それから、やはり自宅に戻った高齢者の中でも支援が必要な高齢者も今後出てくるのだろうというふうに捉えております。支援が必要な高齢者につきましては、町のほうでやはり訪問、見守り、それから相談活動を通じた支援活動が今後必要になってくるのだろうというふうに考えております。それは、具体的には介護サービスまで至る部分も出てくるのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、復興公営住宅のほかに共同住宅のあり方についてでございますけれども、こちらのほうは実は私ども共同生活型住宅ということで先進地を視察してきたことがございます。これは、相馬市でございますけれども、その相馬の井戸端長屋という名称の共同住宅がございまして、その住宅は5棟あるのですが、その5棟の中に12戸の部屋がございまして、現在58戸中44戸が入所中ということで入居率が75%という建物でございます。ここのすばらしいところは、住宅の中に共助型のコミュニケーションエリアがあるということでございます。部屋は2DKの部屋なのですが、2DKの部屋のほかに広いスペースがございまして、そちらのほうで懇談をしたり、それから食事をしたりということでそのスペースを有効活用されている。それから、長屋というような名称でございますけれども、そのエリアの中にランドリースペース、部屋の中に洗濯機は置いていなくて、ランドリースペースというところ、そのスペースの一角に洗濯機を置いていまして、洗濯をしながらいろんな入居者が交流ができる、また会話ができるというふうなスペースが置いてある。そういうようなところが非常に有効かつ今後の高齢者の共同型住宅としてはいいところかなというふうに考えてまいりました。ただ、課題もたくさんございます。現在入居者の中では、入居者の状況でございますけれども、非常に高齢化しておりまして、平均年齢が77歳ということもありまして、その中から寮長という方を1名選出いたしまして、その方が市との連絡や、それから入居者の健康管理とかいろんなチェックをしているというふうなことを聞いております。そのようなことで寮長を置いてあるところは、5棟の中の実は1棟でございまして、そのほかの4棟につきましては町の職員が朝からというよりは、8時半から17時までの時間の中で職員を配置しているという話を聞きました。

そのようなことを考えますと、やはり高齢者が生活する上で日中だけの対応でいいのかというようなのもちょっと疑問に思ったところがございます。そのようなことを踏まえると同時に、今後そういった介護が必要になってきたときには、やはり夜も対応できるような、相談対応ができるような、やっぱり職員、人事配置が必要かなというふうに考えてきたところがございます。それから、それと同

時にいろんなやっぱり買い物がなかなかできませんので、そこに週2回ほど買い物の移動販売車が来るわけです。そういった支援も必要になってくるだろうと思いますし、それと同時に今後やっぱり体の弱い高齢者でございますので、通院とか個人的に買い物をしていくような買い物支援も必要になってくると思います。それから、やっぱり健康チェックとかボランティアの受け入れとか、それから介護の認定をいただいている方につきましては、例えば外出なんかをするときのサービスなんかも当然必要になってくるのだろうと思います。そういったものを総合的に踏まえて、すばらしい先進地を見てきましたので、先進地を参考にしながら、また検討すべき今後のことを関係機関と協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 施設の内容はわかりました。

もう一つお聞きしたいのは、簡単に言うと各自宅に戻られて、複数の方で戻られればいいのですが、お一人で戻られたりとかある程度健康的ではないのですが、身体的に不自由があっても戻りたいという方たちが出た場合、そのケアをどうなさいますでしょうか。また、社協にも一応確認はとっているのですが、この前お聞きしたときは一応サポートセンター、またグループホームを中心にサポートセンターとかいろんな面で協力体制をとりたいのだと。ただ、町の方向性もはっきり見えていないので、今時点はどうかは言えないのですがと言われたのですが、その点どう考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、確かに交通手段がなくて、なおかつ身体的に弱者の高齢者に対する対応なのですが、それはやはり基本的には社会福祉協議会が社会福祉法人として現在も活動しておりますけれども、社会福祉法人と連携をとりながら。やはり見回りというのが一番大事かなというふうには思っております。それから、見回った中でいろいろ相談事業を行って、高齢者にニーズに合った対応をしていくというようなのがまず第一だろうというふうに思っております。それから、介護保険に関しましては、やはり訪問介護というのが主になってくるのだろうというふうに思っております。訪問介護の中でも居宅介護サービスというのがございます。ご存じだと思いますが、ホームヘルプサービス、それから入浴サービス、そういったサービスにつきましてやっぱり充実していくことが必要になるだろうというふうに思っております。今後は、そういった2年後、高齢者の見込みを含めまして、富岡町に帰ったときに介護サービス、どういった介護サービスが必要なのか、どのぐらいのニーズ量があるのかというものをやはり検討しながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の高齢者に対しての帰ってからの対応ですが、これ帰ってからこれらに対応しても全く意味なきないわけです。それで、私がちょうど4月の1日、今年度の初めのと

きに職員の前で訓示をさせていただきました。そのときにあと2年あるというような考えは捨ててくださいと。今から準備しないと間に合いませんよという意味で、早ければ29年の4月には解除見込みですからねという話をさせていただきました。そのために今これらが横断的な形で、これらの施設のどこにどういう施設をつくろうか、それともつくった施設に対してどこの事業主体で賄っていくか、それらについても今検討させているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今担当課長からのご説明と、また町長からこれからの方向性というものをお聞きしまして、私もそのとおりかと推測はさせていただき、また町長もそういう意見であれば、私もすごく安心はします。ただ、ここで1つご提案ではないのですが、こういうことも参考にできればということで、国がある一つの構想ということでC C R C構想というのを打ち上げてあります。まだこれは始まったばかりなので、これからの問題であるのですが、簡単に言いますと高齢者が、これ移住の形になりますが、高齢者がある程度新しい地域に行って、第2の人生を自分たちが自立できるような形でつくっていただくというものの構想だと思っております。ただ、この中でぜひお話ししたいのは、コンセプトの中において3つ上がっております。その基本コンセプトの中に自立型住まい。これは、やっぱり高齢者は自立的にもしていかなければいけない、また新しい人生は自分たちでつくり上げなければいけないということだと思えます。あともう一つ、2番目に軽介護型住まい。それは、先ほど健康福祉課長にもお話ししました介護ができるような対応の住宅をつくっていただきたいということと、3番の介護施設ということで、これについてこのコンセプトだけは、あと全般的に移住という形で、まだこれからも始まったばかりの構想でありますから、富岡町に対して対応かという、私はまだ不可能かなと思うのですが、基本的なものがやっぱり富岡町も必要ではないかと思うのですが、その点に私一つの提案ということで、これから実質的な計画をつくるに当たって、この構想というものはどうでしょうか。健康福祉課としては、対応できる方向性ありますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。

C C R C構想というようにお話が今出ました。この構想は、コンティニューイングケアリタイアメントコミュニティというふうな略でございます。地域で継続的なケアをしていこうというような意味合いのものでございまして、これは議員ご承知だと思いますけれども、アメリカで非常に進んでいる共同体というふうな形で、我が国では地方創生事業の目玉の一つといたしまして、特に都会で退職者がこれから団塊の世代がふえていくというふうな形で、健康なうちに地方に移り住んでいただくというふうな構想を持っております。構想の一つでございまして、そういった中でやはり地域の中にコンパクトタウンというか、高齢者が自立できる、今議員がおっしゃいましたように自立できる施設、それから介護が必要な施設、入所できる施設、そういう施設を一体的に整備して、そういったところに移り住んでいただくというふうな構想でございまして、ご承知のとおりまだ今検討中で、全国で

もモデル地区としては進んでいるところあるみたいですが、基本コンセプトである、そういったコンパクトタウン的な構想につきましては、非常に町のほうでも今復興公営住宅とあわせて、そういった高齢者が安心して生活できるような施設づくりというものを進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） この構想は、あくまでも始まったばかりということと、あと富岡の地域においてこれが使えるかという、なかなか難しい面もあるかと思えます。ただ、こういう基本的なものの中において、やっぱりこれから高齢者に対して必要なものという形で今回ご提案させていただきましたが、これから健康福祉課を中心にいろんな課と協議しながら高齢者の環境整備が始まると思えますので、これについても題材として、ぜひとも考慮していただきたいと思っております。これにつきまして1つ目の再質問は終了させていただきます。

次に、2番目の質問をさせていただきます。2番目についても今回町長から詳しくお話をいただきました。私が今回出させていただいた根本的な理由というのはここに書いてもございますが、今町民の方たちの中で中高年の方たち、実際に言うと震災前は仕事をしていた方たちがこの震災で仕事ができなくなった、また職業を見つけることができなくなった、また4年過ぎて年齢がたってきて採用もできなくなってきたということの状況下において、もし富岡に帰るといったときの、実際に言うと1日の糧というか、報酬が得られない状況下において、今補償と言われていますが、補償がいつまで続くかわかりません。ただ、その点に対してやっぱり富岡の町に帰って少しでも富岡町の復興のお手伝いをするることによって、その者の生活基盤が少しでも楽になればいいと考えておりますし、また町としてもそういう方のある程度生活基盤ができるまでのめどまではやっぱり指導していかなければいけないのではないかと考えております。その点で今その人たちのまず中高年の方たち、富岡に帰る方たち中心になるかと思うのですが、帰らない方たちもそうかと思いますが、中高年のそういう方たちに対してどう行っていくか。それとあと、町に帰った……

○議長（塚野芳美君） 6番さん、発言中で申しわけないですけども、再質問は一問一答で整理してお話してください。あれとこれとあれという形ではなくて、一問一答でお願いします。

○6番（宇佐神幸一君） はい、失礼いたしました。

では、一応2番目に、失礼いたしました、町に対して担い手として活躍できる場所があるという、もう少し詳しい話でちょっとお話ししていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、これから帰町する元気な中高年の方には、ふるさと富岡の復興のために大切な担い手であるというふうに我々も考えておるところでございます。につきまして活躍できる場や機会ということでございますけれども、いろんな分野ごとにたくさんあるのかなというふうに考えております。健康福祉の分野では、やはり一番



今困っているのが人材確保でございます。特に介護サービスにおける人材確保でございます。そういった中で介護サービスにつきましては、資格を取るサービスとか資格を取らないサービスもございますけれども、できるだけそういった町民が町民の方をお世話できるような体制づくりというのは、今後帰る町民の中でつくっていかなくてはいけないだろうというふうに思っております。それは、介護にこだわらず、ほかの事業にもマッチするものがあるのかなというふうに思っております。そのようなことで、先ほど何点かお話し申し上げましたけれども、我々福祉の分野におきましてはそういった事業や今後いろんなモニタリング調査とかいろいろございますので、そういった事業につきましてはどんどんそういった帰る町民の方に活躍の場として担い手になっていただくような対策を練っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

私もそう思っております。ただ、帰る方もやっぱりそういうふうに協力したいという方もいらっしゃると思いますが、協力できないという方ももちろんいらっしゃると思います。ただ、私が思うには向こうに帰って各家の、先ほど言いましたけれども、復旧、復興された後に、またその後富岡にずっと継続して住んでいただくということになると、やっぱりその場所で何らかの職業を持たなければいけない、また就職しなければいけないという場合においては、一番この前社会福祉協議会にお邪魔してお聞きしたのですが、実際的にまだ多くの方がそういう状況下ではないかと思いますが、帰る高齢者の方たちのお手伝いとか、また実際的にこれからできる地域、今あります地域支援員とかそういう制度の中において少しでもお手伝いをしていただいて、なおかつ富岡に今度は帰るとなれば地域的な役場の関係する職員の方も置かなければいけないと思っております。そうなったときにやっぱり少しでも先ほどちょっと言い過ぎましたが、そこに住むことによってやっぱりただ住むのではなくて、復興にかかわるお仕事とか、またそれにかかわって住んでもある程度生活ができるぐらいの報酬をいただけるような方向性をつけていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 先ほど仕事というか、担い手になれるような業務について一端申しあげました。あと、報酬等につきましては、なるべくそのような形になれるような方向性で考えてみたいというふうに考えております。それからあと、そういった中で特に一番わかりやすいのがやっぱり会員制を設けた制度というのが一番よろしいのかなというふうに今ちょっと考えておるところでございます。例えば例に出しますと、シルバー人材センターというのがございましたけれども、ああいうような形で会員制度の中でいろんな業務をやっていくというふうなことも一つの方法かなというふうには思っております。そんなことで多方面からいろんな業種、どのような業種があるのかも含めまして今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

---

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、6番、宇佐神幸一君の一般質問を続行いたします。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 午前中、私のほうでいろいろと出させていただいた問題について回答をいただきましてありがとうございます。私としても先ほど出ましたシルバー人材センター等も十分理解していると思うのですが、ぜひともそういう諸団体も含めて富岡町においての高齢者ケア、また中年層の町民の方たちの支援をぜひとも強く要望するとともに、これからの計画案に入れていただきたいと思っております。また、これから富岡町が復興計画のもとに進んでいくと思いますので、その点で十分私も見ながらこれからの高齢者、また中年層の町民の方たちのいろんな活動において町に提案させていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、5番、安藤正純君の登壇を許します。

5番、安藤正純君。

〔5番（安藤正純君）登壇〕

○5番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく2問ほど順次質問させていただきます。

大きな1番目、町民帰還について。（1）、町では平成24年9月、帰還に関する宣言において、原発事故発生から6年間は避難指示解除を行わないことを決定し、帰還できないと宣言しております。第1次災害復興計画においても平成29年以降としています。国では居住制限区域、避難指示解除準備区域は遅くとも事故発生から6年後までに全て避難指示を解除すると言っており、町と国との考え方に多少の相違を感じられます。それについて町の考えを説明を求めます。

（2）、前項の帰還に関する宣言において、農地や山林の除染及び産業の創出や雇用の場の確保についても触れておりますが、現在どのように進行しているかを伺いたい。

（3）、帰還困難区域について国では線量の見通し、住民の帰還意向、将来のビジョンや復興の絵姿などを踏まえ、地元と検討すると言っていました。居住制限区域へ変更するマスコミ発表がありますが、国との間でどのような話し合いが行われているか伺いたい。

大きな2番目、原子力に頼らない町宣言について。平成25年12月の定例議会において、福島第二原発を廃炉とする意見書が賛成多数で採択されました。ことし3月には、南相馬市において脱原発宣言

を告示いたしました。本町においても全町民が最短でも6年間は避難を余儀なくされ、多くの町民の方が避難中に命を落としています。将来の富岡町を考えると、原子力に頼らない町を宣言すべきだと思いますが、町の考えを伺いたい。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、町民帰還について。(1)、町では平成24年9月、帰還に関する宣言において、原発事故発生から6年間は避難指示解除を行わないことを決定し、帰還できないと宣言しており、第1次災害復興計画においても平成29年度以降としています。国では居住制限区域、避難指示解除準備区域は遅くとも事故発生から6年後までに全て避難指示を解除すると言っており、町と国との考え方に多少の相違を感じられるが、それについて説明を求めますについてお答えいたします。今定例会議案として上程しております富岡町災害復興計画2次では、早ければ平成29年4月に帰還開始を目指すとして、復興へ取り組む強い姿勢を町民にお示しました。一方、過日閣議決定された復興加速化のための政府方針では、市町村の復興計画等も踏まえ、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むとされております。ご質問の避難指示解除に関して、町と国の考え方に多少の相違が感じられるとのことについては、早ければ、遅くともと表現の違いはあるものの、避難指示解除は単なる時間経過による解除ではなく、生活できる環境整備に基づく解除が必要であるとの考えは同一であると認識しており、町、国いずれも現時点では避難指示解除時期を確定させるものではないことをご理解願います。

次に、(2)、前項の帰還に関する宣言について、農地や山林の除染及び産業の創出や雇用の場の確保についても触れておりますが、現在どのように進行しているか伺いたいのご質問にお答えいたします。まず、農地及び山林における5月末日現在の進捗状況について申し上げます。農地につきましては、除染が完了した面積が約38ヘクタールで、除染対象農地の約5.6%となっており、今月末より地権者への引き渡しを開始する予定であります。また、除染範囲を住居などの生活圏から20メートルの範囲となっている山林除染は約378ヘクタールで、おおむね81.7%となっております。また、産業の創出や雇用の場の確保について申し上げます。第2次富岡町災害復興計画の中では示されておりますように、イノベーション・コースト構想の具現化を初めとする新たな産業の創出とその集積及び農林水産業の再開を初めとした地域産業6次化の推進などを関係機関と連携し、行っていく必要があると考えております。こうした取り組みと並行して雇用の場の確保については、これまで町内で事業活動をされていた方々が事業を再開できることを第一と考えており、これまでの支援策にとどまることな

く、今後の状況に即した支援策についても国、県に強く要望しながら取り組んでまいります。同時に復興特区制度を有効に活用しながら、企業や研究施設の誘致、工業団地進出企業の募集などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、帰還困難区域について国では線量の見通し、住民の帰還意向、将来のビジョンや復興の絵姿などを踏まえ、地元と検討すると言っていました。居住制限区域へ変更するマスコミ発表がありますが、国との間でどのような話し合いが行われているのか伺いたいについてお答えいたします。避難指示区域の見直しについては、現時点では具体的な協議が行われるような状況には至っておりません。避難指示区域の見直しは区域区分にかかわらず、放射線量軽減状況を初めとするさまざまな要件を総合的に考慮し、判断されるべきであると認識しており、今後の国との協議などにおいてもこのような態度で臨んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。町といたしましては、長期化する避難生活からの早期脱却を図るため、全力で富岡町の復旧、復興に当たるとともに、本町の置かれている状況をしっかりとききわめた上で、的確な帰還判断を行うことに変わりなく、原発事故という特殊性を十分考慮し、町の復旧、復興の状況に応じた柔軟な対応と信頼関係を損なわない真摯かつ丁寧な対応を国に求めてまいります。

次に、2、原子力に頼らない町宣言について。(1)、平成25年12月の定例議会において、福島第二原発を廃炉とする意見書が賛成多数で採択されました。ことし3月には、南相馬市において脱原発都市宣言を告示いたしました。本町においても全町民が最短でも6年間は避難を余儀なくされ、多くの町民の方が避難中に命を落としております。将来の富岡町を考えると、原子力に頼らない町を宣言すべきと思いますが、町の考えを伺いたいについてお答え申し上げます。本町議会における福島第二原子力発電所、原子炉の廃炉を国に求める意見書採択や福島県議会における県内原発の廃炉を求める請願採択は、原発事故が社会や環境に与えた過酷さ、今なお避難を強いられる我々や事故風評に苦しむ方々を鑑みたものと考えております。原子力発電所の立地は双葉地方のみならず、福島県全体の経済、さらには直接か、間接かを問わず、多くの人々の生活に大きく関係してきたものと受けとめております。このことからご質問のことにつきましては、一つの原発立地町のみならず、近隣町村を含めた地域の課題として総合的に議論されるべきと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今町長の答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の町民帰還についての(1)のほうの再質問をさせていただきます。政府のほうでは、復興指針を改定して居住制限区域、避難指示解除区域の避難指示を29年3月までに解除すると。事業再開に向けても28年までの2年間で集中的な支援を展開するという閣議決定しました。先ほどの町長の答弁は、早ければと遅くともこの違いで、国も町も考え方は29年を目指していると。だか

ら、考え方にそんなに違いはないのだというような答弁だったと思うのです。これも結局国のほうでは、29年3月までに帰したいというのがもう目に見えて、解除時期ありきのもう政策で来ていると思うのです。結局、では富岡町が時期ありきに全くびたっと当てはまるかという、やはり私心配しているのは、町には復興計画というのがありまして、曲田だったら市街地復興先行ゾーンということで、富岡町の再生の第一歩と位置づけて防潮堤の整備とか浜街道の12メートルのかさ上げ、海岸防災林の造成、JRの開通、いろんな計画があります。そういった中で、国が言っているような29年3月というと、もう2年切っているのです、1年9カ月です。そういった中で早ければとか遅ければという文言の違いで考え方は一緒だと言いますが、町長の発言の中に閣議決定のときのコメントだと思うのですが、住民帰還を進めようという姿勢のあらわれとも言えるということで、国の発表を評価していると、そういうように受けとめる発言があったものですから、私がちょっと危惧しているのはそんなに急いで本当に富岡、帰れる状態になるのですかということが疑問あるのです。だから、あと1年9カ月でインフラ整備が整って帰れる状態にあるかどうか。結局内閣総理大臣に富岡町の帰還に関する宣言ということで、前町長のときに宮本町長は議長でした。そのときのこれ陳情書あるのですが、この中身に沿っていくと富岡町が宣言したものとちょっとほど遠いのではないかなと思うのですが、その辺は町長、どのように考えるか、もう一度答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問のところについて2年を切った段階、今の段階で2年後に帰れる環境が整うのかというご質問に対するお答えになります。

まず、上下水道、それからライフライン等々については非常に進捗状況がよろしく、おおむねその状況になるだろうというふうには考えております。しかしながら、水が使える下水道が使える生活できるのかというところ、生活に必要なものの整備については、なかなか今のところ目に見えた形ではあらわれていないというのが実態でございます。そのためにも今回政府の方針が出されたように、我々としてはこの2年間で財源も約束していただけるというところでもありますし、まずは2年間でその状況をつくるために汗をかいていきたい、一生懸命やっていきたいというのが我々の考えでございます。

もう一つ、2年後非常に気にしなければならぬ、そこが一番大事だというふうなところは、やはり放射線量の話だと思います。そここのところの検証やら評価やらというところがなければ、やはり帰還できる環境が整ったというふうには言えないというふうには考えております。その観点から除染の検証委員会を今年度上半期には立ち上げ、そここのところに手当てをしていきたい、そここのところの検討をしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 閣議決定に対しての私のコメントですが、決してそれらをもろ手を挙げて評

働いたものではなくて、29年の3月までに国は帰れるような状況にしますよということは、財源の手当て、それらも含めてやりますよという意気込みだというふうに私は感じていますから、これらについては一定の評価はしますという話をさせていただきました。そういう意味ですから、決して安藤議員が今29年の3月には全てのところが6年間で解除させるのですよという国の考えは、そういうことではないと私は思っていますから、その辺のところをよく今回の閣議決定をされた文書をご解説いただければ、ご理解できるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 企画課長の2年後に帰れるかという上水道、下水道、あとは努力しますという答弁ありました。企画課長は多分専門家だと思うので、今かなり前から富岡町に入られているので、空間線量のみならず土壌とか、そういった、あとは先ほど私が言った重点的にここを町にしましょうという、今曲田地区になるのですか、富岡の。そういったところが8.7メートルの防潮堤とか12メートルのかさ上げとかJRの開通とか、そういったものがあと1年9カ月で整って住民の受け皿になることが可能かどうか、その辺はプロの目として頑張るという言葉ではなくて、可能かどうか、その辺も率直に聞かせてください。

あと、町長が今言った閣議決定、それを全部きっちり読み取れと。わかりました、帰って読みます。やはり新聞で出たものを私もその部分しか読んでいない部分もあるので、そこは私も読みます。ただ、町長が議長の時代に官邸のほうに赴いて富岡町の帰らない宣言、これは私は軽く受けとめていないのです。それは、町長も現に行った本人ですから、これは見覚えがあると思うのですが、こういったものにやはりちゃんと検証して、国はこう言っても富岡町はこうなのだよと、そういった強い意思を持ってもらいたいのですが、町長のほうには富岡町の帰還に関する宣言、今それは前のことで今とは違うとか、何かその辺のコメントあったらそれを聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、率直にというご質問でございましたので、率直にお答えします。

上下水道につきましてはお知らせしていますように、岡内、曲田地区で早い地区であれば今年8月には使用再開ができます。その周辺につきましても順次使用再開を果たしていきたいとおおむね28年度中には、帰還困難区域を除くおおむねの区域で使用再開がなされるだろうというふうに計画しております。それから、防災減災施設、防潮堤、それから富岡川、紅葉川の河川堤防のかさ上げ改修等々につきましては、福島県の計画では平成29年3月の完成を目指すということで聞いております。このことからいうと、29年3月には間に合わないということにはなります。それから、JRでございます。JRにつきましては、今JRではやはり30年3月には何とか富岡まで開通させたいというふうに公式におっしゃっていますが、我々としては29年3月までに富岡まで電車を通していただきたい、開通さ

せていただきたいということで、これは事務方の協議になりますが、その方向で今進んでいるところでございます。まず、ここから先は見通しということではないのですが、復興計画ができ上がりお認めいただき、その後大事になってくるだろうというふうなものが帰町計画と、それから除染の検証という作業と、それから防災計画という3本立てが、これが基本になるだろうと思います。防災計画なしにはやはり皆様、帰還しましょうというわけにはいきませんので、この3本立てをもって今後さまざまな検討、検証をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、浜街道の分も問われていますので。

○企画課長（林 紀夫君） 失礼しました。

県道広野小高線、通称浜街道でございますが、設計、それから現場の動き方は現在しておりますが、浜街道、広野小高線の計画沿線上に環境省の焼却施設がございます。沿線には仮置き場となっているものもありますので、それらの仮置き物が撤去され、それから焼却炉の使用が終了なされないと、全線、計画どおりの道路の整備にはならないというのが実情でございますが、県から伺っている話としては、まずはできるところからつなぎ、一部暫定でバイパスをつくりながら機能だけは確保していきたいと。これも平成30年3月というふうに聞いております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 2問目の帰還に関する宣言の町長の今の認識というか、あと今要望ですか、以前お出しした、その件のご質問に先立ちましてちょっと私のほうからも関連しますので、補足をしたいと思います。今回の政府の閣議決定、それに先立つ与党、自民党、公明党の提言、この段階において新聞報道等では、事故後6年で解除するというものが、要は解除宣言かのように先行報道されてしまっているという部分については、実際町役場のほうにも町民の皆さんからご懸念とかご心配の声が寄せられていました。町長の先ほどのコメントあるいは一連の対応以前に役場内でも十分この辺は検討いたしておまして、副町長レベルの12市町村が集まる場あるいは国の方がいろんなご説明に来ていただく場という場面、場面で一つ大きな確認をします。というのは、これはあくまで復興を加速するための、町長、意気込みという姿勢のあらわれ、強い姿勢ということでは、私もそのように思っているのですが、帰還については帰還宣言ではないですよね。もう一つ、帰還の避難指示解除の要件というのがもう示されているのですが、それは変わったのですかと、変わっていませんよねということは確認して、政府の担当者からも明確に避難指示解除の要件は変えたことはありません、変えていませんというふうな明言されています。何を言いたいかというと、富岡町はこれから復興が本格化して、2年後の早ければ解除を我々是可以できるように精いっぱい汗をかくよというところなのですが、まだまだ不透明な部分、議員ご懸念の部分も当然我々も全くないわけではないです。そういった部分があるので、解除ありき、時期ありきあるいは賠償についても同じなのですけども、そういったもの

はそういった結果というか、結論ありきでないということを再三確認した上での町長のご発言ということがありますので、その辺の背景はなかなか外に出る機会がないので、きょうご質問をいただいた関係もありましたので、ご説明をさせております。政府に対しては、その辺しっかりと我々は確認して、実態に即した解除なり賠償対応をとということをしっかりと申し上げて、それについては確認をしておりますということを参考までにご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員、29年の3月まで、発災から6年間は帰らない宣言というものは、これらについては全くむやみやたらに6年間帰らないよということを言ったわけではなくて、町の復旧、復興、これらを除染、そしてインフラ整備、これらの工程を引きまして、そしてこれを国といろいろと調整をして宣言文に出すようになるまでには、かなりの時間がかかりました。そういう意味で決して6年間帰らない宣言をただ6年たてばどうにかなるということをやったわけでもありませんし、これらが今副町長が言ったように、私は早ければ29年の4月ということをしたのは、これも新聞には早ければ29年の4月、富岡町は帰るよということを新聞に切り取られました。ただ、その3面にはきちっと私の真意というものが書いてありましたので、その辺もお読みいただければ理解していただけるのかなと思うのですが、今回の29年の4月に早ければというものは、先ほども前の議員の質問の中でお話しさせていただきましたけれども、決してその時期ありきでなくて、これから帰ったときにこういうものもああいうものも必要だね、そしたらそれらの準備を今からやらないと間に合いませんよということでも言わせてもらったものでありますし、これから29年の3月にその時期が来て、当然除染が終わり、いろいろなインフラが整備されたとしても、これらの除染の検証あるいはインフラ整備等々のものでも、やはり全て今まで震災前のような状況になっているか、この辺も検証しながら、当然帰還というときには議会にもそれを相談もしますし、町民にも説明会を開いて、そして多くの意見をいただきながら決定していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 先ほどの企画課長の説明で、インフラも率直に申し上げてという言葉を感じても29年は厳しいのかなと、30年3月にずれ込むJRの開通とか浜街道の12メートルかさ上げとか、そういったものはやはり国の言っている29年3月までは厳しいのかなと、そんなように私解釈しました。あと、副町長が言っている避難指示解除の要件は変わっていないと、自民党政府のほうはそのように申していると。私が心配するのは、この宣言書、帰還に関する宣言書というのは、今町長がおっしゃったようにいろいろ検討して出された。ただ、当時はこれ内閣総理大臣、野田佳彦様で民主党政権だったのです。今自民党政権にかわって安倍さんが相当強気な前倒しの、常磐道なんかも双葉で5.6あってももう開通させてしまったり、かなり私が心配しているのは結局避難指示解除の要件が変わっていないというのは、3.8マイクロ、20ミリも変わっていないということなのです。やはりこう



いうふうな前倒しというか、行け行けの危険なものにはちょっと待ってくださいよと。町長の答弁でかなり慎重な発言も出てきたので、今の安倍総理のもうどんどん、どんどん帰ってしまうようには乗らないよというのが今聞こえてきたので、多少は安心しますけれども、やはり空間線量のみならず、土壌の汚染の度合いとか、そういう国の基準がこうだから町はそれでいいのではないのと、そういうものではないということをお願いしたいです。やはり電離放射線防護規則とかいろんな原発労働者に対する規則から見ても、年間5ミリというマックスがあります。そういった中で住民を3.8、20ミリで帰すなんていうのはとんでもないことだから、町長にきつくこれはお願いしたいのは、今言ったような除染とかインフラの工程をきっちり見きわめてから判断すると。国の基準をまるっきりのみにはしないで、その辺はきっちりやってもらいたいと。その辺を申し上げて、(2)番目に移ります。

2番目の農地、山林の除染ということで、町長のほうから何%くらい、今農地は何%、山林は何%というような数字の報告ありました。その中でどんどん、どんどんやっていってもらって、それはきっちりやってもらいたいと。その中で私ちょっと心配しているのが以前富岡町の森林は里山だと。人がかなり出入りする山林で、結局阿武隈山系のような本当の山とは違うのだと。だから、里山の除染を強く求めますということで、環境副大臣、井上信治様ということで除染に関する要望書、これは宮本町長が町長になってから要望書を出しているのですが、やはり私は里山でシイタケをつくったり、やはり山菜とりに入ったり、いろいろ人間が行動する上で住宅から20メートル以上は行ってはいけないよと、そういうようなルールはちょっと富岡には当てはめてほしくないと思うのですが、その辺の考え方、雑木林と言ったほうがいいのか、森林、山、山林というよりは。そういうような感覚で平野部にある森林も徹底して除染を求めるといような考え、それも帰還の条件に入れてほしいと思うのですが、町長の考えをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 今のご質問でございます。

町長のほう答弁させていただいた81.7%というのは、ご存じのとおり20メートル、宅地からのものでございます。残念ながら議員ご指摘の里山とかそれ以外の山林については、まだ手がつけられておりません。ただ、これについては議員おっしゃるとおり当然社会生活というか、普通の生活を送る場合では里山の立ち入りというのはいろんな面で必要でございますので、これはもう当然今後とも強く、いろんな方法がありますが、当然除染範囲の拡大ということで強く求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 森林除染については、前回私のほうから要望させていただいた経緯があります。これらについては、隣の川内村あるいは葛尾村、そして浪江町、それから川俣町、これらも森林の除染というものに大きくウエートを置きながら、除染が今終わろうとしている中で国に求めている

ものでございます。これらについては、私も近隣町村とこれを情報を共有しながら、今のところ私が要望したものに対して答えとして返ってはきていないのです。そして、これらの宅地から20メートル以内の除染はしますけれども、そのほかはしませんというような話で、国のほうでは森林の除染あるいは里山の除染というものをするという話はされておられませんから、これらについては今ほどお話ししたように近隣の町村と連携をしながら要望をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 近隣の町村と打ち合わせしながらという回答なのですが、確かに例えば葛尾村とか浪江の津島とか、本当の山の中の山の除染と、この前役場庁舎の再開というふうに私町長にお願いして、やはり雑木林とか国がやってくれなかったら町の予算でもやってほしいと、そういうふうに要望しました。やはり富岡町の森林は、平野地の森林なのです。本当に人間が出入り、常時するような森林なのです。やはり地域振興策ということで国にいろいろ要望するのであれば、やはり私はそういったお金は、国がこういう決まりだからできませんよという除染は、多分国は浪江とか葛尾村、川内の手前、富岡だけやってくれるということはないのかもしれないので、富岡独自でもやはり平野部の森林、山林、これはやるべきなのかなと思います。これは、何ぼ言っても町長も私も言っていますで水かけ論だから、この辺でこれは終わりますけれども、できれば住民帰還の条件に里山の除染も入れてほしいと、それは私は思います。

それで、(2)の中に雇用の創出というのがあって、県のほうでは四倉中核工業団地を福島・国際研究都市、イノベーション・コースト構想の中核的な産業集積地に位置づけるという方針を固めております。これによって本町に帰還した若い人たちが四倉まで通えるというような説明の新聞報道なのですが、どうも本町のほうではイノベーション・コースト構想を富岡町にと思っているようだけれども、県のほうでは四倉中核工業団地をラブコールというか、そっちのほうを向いているみたいなのですが、これは担当は副町長だと思うのですが、副町長、これあと1年9カ月、やはり住民の方が戻ってくる上で子育て世代が戻ってこないと将来町にならないのです。子育て世代が戻るということは、働く場がないと戻れないのです。子育て世代の方が戻ってくるために産業集積で工場誘致とか企業誘致、そういったものがあと1年9カ月の間可能なのか。あと、どれくらいの町民の方が帰還を希望して、その中に働く世代の方が何人くらいいて、そしてどういう職種の仕事を求めているか、わかる範囲で副町長、答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、イノベーション・コースト構想に基づく町が考える企業というか、施設というか、どういうものを考えているのかということからお話をしたいと思っております。現在復興計画、済みません、審議の前で大変恐縮ですが、復興計画の中では国際研究施設ということで研究機関の誘致を考えております。誘致のさまざまな動き方としては、非常に有効な動き出しを我々できて

いるのだろうというふうに思っているところで、大体ことしの夏ぐらいには何とか確たるお話ができる状況になるかというふうに思っております。

それからもう一つ、現実的なお話で企業の進出ということでございますが、現在富岡工業団地に1つ企業が進出したいというところで、地元行政区との現在調整を図っているところでございます。企業としましては、40名程度の地元雇用を考えているというふうに聞いておりますので、地元と調整がつき次第、詳細は皆様にお知らせしたいというふうに考えていたところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長、補足ありますか。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ご質問の中に四倉工業団地のお話がありました。この記事、何カ月か前で  
すか、以前に出まして、イノベーション・コースト、まさに原発被災地の復興のため、原発被災地  
というか、浜通りです、そういった中で四倉工業団地だけ何か先行して記事になっていましたので、私  
も県に問い合わせはしております。少なくとも四倉工業団地にだけ先行集約するとかという、何かを  
決定したということではなくて、有力な候補地の一つだという認識だというふうに私は理解しておりま  
すし、もちろん双葉郡を全く手をつけないで四倉工業団地だけがということには、最終的にはなり得  
ないと私は十分考えておりますので、その点は新聞報道以外の情報を仕入れて我々はそういうふうに  
認識しているということでご理解いただきたいと思います。

あと、今企画課長の答弁とやや重複、補足になるかもしれませんが、まさに雇用をどうする  
かというのは非常に重要でございます。そういう意味でイノベーション・コースト構想にかける期待  
というのは、特に双葉郡のどの首長さんも大きいものがあります。我々としては、まずはゴールはい  
ろんな産業が集積、へばりつくというか、集積するというのがゴールです。ただ、今何をやっている  
かという、当面一番先頭を切って国際産学連携拠点というのが富岡の交流の地という地理的状況も  
考えて非常に有効、あとはその後の産業集積につながるということで県と連携をとりながら今誘致に  
向けて汗をかいているというような状況でございます。これについては引き続き、まだ確定でも決定  
でもないのですけれども、今そのような方向でしっかりと確実なものにしていきたいというふうに考  
えております。

あとは、何人ぐらいでどのぐらいの先行かと、数字の問題は非常に私が今ここで言えるものではご  
ざいませぬ。当然1つ言えることは、先行の自治体さん、避難指示解除されたりされようとしている  
自治体さんがどのような考え方を持って、どういうビジョンを持ってやっているかというのは十分我  
々も把握しながら、今後この辺の産業集積、雇用の場の創出というのをどの程度が最低限避難指示解  
除に向けては必要なのかとか、その辺の捉まえ方については、今後避難指示解除の議論とともにしっ  
かりと皆さんとともにやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 具体的につかまえていないと、近隣町村のニーズとかがあるというような今お話がありましたけれども、企画課長のほうからは1つの企業で40名程度という話もありました。私が質問したい内容は、やはり受け皿を準備する町として、富岡町民の戻って富岡で働きたいという方がどれくらいいるのか。それで、どのような職業、結局戻って働きたい、中にはお店で働きたいとか弁当屋さんで働きたいとか、第一原発に行きたいとかいろいろあるのかなと。そういった中で工業団地に誘致する企業誘致、そういったものも含めて大体大枠でそういうものをつかんでいないと、受け皿を準備するほうが100名の企業があればオーケーなのか、300人、1,000名が必要なのか、その辺くらいはやっぱり意向調査というのはやるべきなのかなと思うのですが、これ何でこんなことを言うかという、せっかく課長が頭を下げて町長、副町長を初め、東京に行ったり企業誘致お願いしますとって300人の、では大きい1部上場の会社が来てくれるなんていうふうになった場合に、住民は30人も戻ってこないなんて、働く人は何人も応募なかったといったらば、先方さんに迷惑かけるし、こういうものはきっちりやっぱり把握しているべきだと思うのですが、企画課長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問、ご意見ということでおっしゃるとおりのこともございます。今年度も復興庁の意向調査というものを皆様のお手元に届け、現段階での皆様の意向を確認する、お伺いするというアンケートもまた始めたり。その中の設問で一律的な質問以外に町独自の質問も入れられますので、そこのところについては入れ込めるかどうかの検討をしたいと思います。入れ込みますと本当は言いたいところなのですが、その質問を今すべきなのか、ちょっと別な段階で、もしくは別な機会でお聞きするのがいいのかというところが現段階では判断つきませんので、入れるべきかどうかについては検討したいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ぜひ全体像をつかんでほしい、そのように要望します。それでは、(2)番目も終わりました、(3)番目に移ります。

先ほどの町長の答弁で帰還困難区域については、まだ何もマスコミ発表のような居住制限区域に変更するというような話し合いはないと、現時点では何も決まっていないし、総合的に判断しますよということなのです。私も帰還困難区域に住んでいて、帰還困難区域を除染しないでくださいというのではないのです。やるのであれば、戻れるようにきっちり1ミリであれば1ミリまで責任を持ってやってもらいたいと。中途半端な除染ではなくて、責任を持った除染がやれるのであれば、特別に反対はするものではないのですが、こういった国も判断に悩む、帰還困難区域の将来はどうなるのかなと。これは、やはり空間線量だけで片づけられる問題でもないと思うのです。かなり土壌のほうにも汚染が進んでいるものと推定されますので、ぜひこういう帰還困難区域を将来どうするかという問題に関しては、富岡町では帰還困難区域が4,100人くらいいます。やはりこういった数の人がいますので、

住民説明会なり除染してほしいという人から、いや、俺のうちはもう壊して更地にしてほしいという人から、いろんな人がいると思うのです。そういう住民意向調査、こういったものはきっちりやってもらいたいと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。ご提言ということでありがたく承ります。

まずは、基本ということでお話しします。まずは、富岡町全体の復興は帰還困難区域である夜の森、小良ヶ浜も含め、全体的に再生、復興していかなければ、全町の復興はないというのを基本に考えております。ただ、現実的にどうなのかという話も当然ご質問にあったようなこともございますので、さまざまな機会を捉え、特別帰還困難区域の方を集めるといのは今その考えはないのですけれども、どのような形で意向を確認していくかということについても、意向は確認するということを前提に意向の確認の仕方を検討していきたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらの困難区域については、昨日も18時から20時までの時間を切った会議の中で、12市町村の将来像の検討会がありました。この中でも将来富岡町の困難区域、これらをやはりきちっと除染をしていただいて、方向性というものを定めていただかなければ大変なことになりますよということで、私のほうからはくぎを刺ささせていただきました。そういう意味でも、確かに困難区域というのは50ミリシーベルト以上の線量があったから、そこに困難区域というふうに指定されたわけですので、今回1度の除染できれいに1ミリシーベルト、今議員がおっしゃるような1ミリシーベルトになるというのはなかなか難しいのだと思います。そういう意味では、2度、3度という除染の回数、それから手法、そういうものをどんどん改革して行って初めて住めるような町になるというふうに考えていますし、町としてはやはり富岡町の人口、避難指示する前の人口は、議員もご承知のようにそれらの10倍も12倍もの人たちがあの夜の森の桜を見るために来たわけでしょう。町としては、観光拠点の一つなのです。これらについては、何でもかんでも困難区域であっても夜の森を含め新夜ノ森、そして小良ヶ浜というところは除染をしていただいて、将来戻れる町にしたいですからお願いしますということで私も会議のたびにそういうことをお話ししておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 夜の森の今桜通りの話ありました。かなりの観光客が来ていたと。桜の木というのは、大体もう老木になってきて、夜の森もかなり間引きをしながら植えかえしているような状態が数年前から続いてきたと思っています。では、観光地を優先させるか、その地域に住んでいた住民の低線量被曝、住民の健康被害を優先させるか、その辺はどうも私は先ほど企画課長に私申し上げたように住民の意向調査、こういうのをきっちりやってくださいと。やはり4,100人という帰還困難区域の人たちが、どれだけの人が帰還困難区域もきっちり除染して私らを帰れるようにしてください

と、そういうふうに思っている人がいるかということをちゃんと町も調査してほしいということをお願いしたのですが、今町長が力を入れて申し上げてきたというほど、私は住民はさほど桜通りにはそんなに力入っていないのかなという、あそこに住んでいる住民として思いますので、その辺はきっちり意見を聞いてもらいたいということをお願いしたいのですが、意見を聞くことはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほども私お答えしましたが、意向を確認するという作業は基本的にします。ただ、確認の仕方は非常に難しいというのは、困難区域だけの方を集めてどうですかと聞くこともなかなか難しいというか、やり方としてよくないというふうに思うので、そのやり方について、意向の確認の仕方について検討はさせていただきたいと。意向は確認しますということでご理解ください。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 時間も少なくなってきましたので、この辺で（3）番終了しまして、大きな2番の原子力に頼らない町宣言について、これを再質問させてください。町長の答弁で本町議会とか県議会とか、そういったところでは第二原発廃炉ということが採択されているけれども、経済的にプラスがあったとか総合的に判断したいとかというようなお話がありました。私が何でこんなことを出したのかなというと、やはり被害は直接原発事故で亡くなった町民はいないとしても、間接的に関連死というのがかなりいるのです。やはり全町避難が6年以上続くなんていうのは、もう日本の歴史上、そんなことはよその地域でありましたかと疑問に思うくらい大変な事故だと思うのです。そういった中でやはり前に私全協か何かの席で申し上げましたけれども、長崎、広島のようにやはり原発事故というのはこんなに悲惨なのだよと世界に発信しているのです。やはり国連なんかでも核保有国は、広島、長崎を訪問して核の悲惨さを認識しなさいと。やはり原発立地町だから言える、立地町だから発信できるということも私はあると思うのです。そういうように安全神話に基づいて信じ切って誘致してきましたけれども、私らはこういうひどい目に遭って、もう二度と原発というものは頼りたくないのだというような宣言がなぜできないのか、その辺が疑問なのですが、町長、もう一回答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、繰り返しになりますが、やはり地域全体で考えるべきということで我々は考えております。原発立地4町協議会であるとかさまざま機会を通して、このことについては議論をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） そういった場を設けてと今課長答弁されましたけれども、これは本当に重要な問題で、何か前向きに検討しますと言われていたようで、本当にやってくれるのかな、やってくれ

ないのかなとちょっと疑問があって、本気度が伝わってこないのが本当に残念なのです。富岡町からでもいいです。であれば、立地4町に対してあとの3町ですか、原発に頼らない町宣言というものをどう思いますかというような協議会のようなものをつくりたいのだけれどもというような、前向きにやりますというような発言もらえませんか、企画課長。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 安藤議員のご質問にお答えいたします。

所在町協議会の中でもそこら辺は議論はしてございます。廃炉という言葉というより方向性はある程度出ているというふうに私は認識してございます。ただ、町として、今定例会にも上程しています災害復興計画第2次の中に第二原発について町の考え方を示しておきまして、内容として第二原発は再稼働は考えられない状況にあるというふうに町として示しておりますので、その辺については今後町もしっかりと今までの雇用、地域経済も含めていろいろ検討しながらいきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 第2次復興計画の今課長がおっしゃった、そこを読みました。でも、私があれを読んだときに、ちょっとやっぱり強く意思表示していないなど、ちょっと弱いなというふうに感じましたので、やはりこれだけ亡くなっている人もいますので、やはり富岡町から発信するのだというような強い意思を再度くどいようですけれどもお願ひ申し上げまして、時間となりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

2時10分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時00分）

---

再 開 （午後 2時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続きまして、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

〔4番（遠藤一善君）登壇〕

○4番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目、富岡町のHOPE計画についてであります。富岡町では、随分昔になります、平成5年に富岡町HOPE計画というものを策定しております。このHOPE計画というのは、町の特徴を生かした住宅とかそういう町を形成していきましようということで、富岡町だけではなくて全国いろんなところでこの計画が策定されておりました。その中で特に富岡町の方針として、花と

緑に包まれて、豊かな暮らしが満喫できる、未来に羽ばたく富岡町ということで、サブタイトルとして100年の未来に向けての人づくりまちづくりというのが基本テーマになっておりました。今改めて読み返してみますと、非常に今置かれている状況というのとそんなに大きく変わらない、実は状況になっております。そのときも住民にアンケートをとってどんな町にしてほしいか、どんな町がいいかということがありました。今回の第2次復興計画の中にもそういうアンケートがあった中で、基本的な考え方、コンセプトというのは、住まいについて、町について、暮らしについて、人についてでありますけれども、非常に共通する点が多々見受けられます。そういうところで考えていきますと、今後第2次復興計画がこの後議会で承認されれば、具体的な政策に入っていくわけですが、こういう基本的な前から富岡町がこうしたいという将来に向けての考え方があったわけで、そういう基本的な考え方が集約されております富岡町H O P E計画というものを継承して新たな町づくり、再生する町づくりにも考えていくのかということについて町の考えをお聞きしたいということが1点。

それと同じように復興拠点整備に向けてもいろいろ施設が整備されていくと思うのですが、仮設で2年、3年で壊してしまう建物というのは、また違うかと思うのですが、ある程度長く10年、20年というふうに使っていく建物、それからずっと先まで使っていく建物というのは、ただむやみやたらに箱物をつくっていくだけでは、町は形成されていかないというふうに考えております。やはり復興拠点が富岡町にやっぱりまた戻ってみたい、やっぱり富岡町っていい町なのだというふうに思えるような、全体の雰囲気を持った町をつくっていかねばいけないというふうに思います。そのためには、こういうH O P E計画の町づくりに対する理念のもとに、いろんな一つ一つの施設の計画を考えていかねばいけないというふうに考えておりますが、町としてはどういう方針で施設の計画をしていくのかをお聞かせください。

そして、大きな2番目、地域文化財（建造物）についてであります。文化財というのは、無形のもの、有形のものあるのは当たり前のことなのですが、特に建造物、いわゆる建築物という有形の文化財は、壊してしまうとあと再生ができないのです。富岡町というのは、ずっと長い歴史の中に今の一つの富岡町があって、今避難してこれから再生していくという形があるわけですが、そういうときにどういう建物があって、どういう時代にどういう建物がつくられて、それがどういうふうに富岡の発展に寄与して富岡の町を形成していったのかというものがあるときに、ただ画像であるだけではなくて、やはりそこに物が残っていて、その物を体感させることによって、ああ、やっぱり富岡はもう一回、先ほどと同じような考えになりますが、そういう気持ちになっていきます。そういうものが建築物の文化財であります。この文化財は、公で持っているもの、個人で持っているもの、特に今大きな問題になるのは個人で持っているものだと思います。個人の所有物を個人が処分するのは、それに歯どめはかけられないというのは重々承知しておりますが、ただそういう建物をきちっと一つ一つ残していかなかったら、過去があって未来があるわけですので、そういう心の復興とかという言葉だけになってしまって、映像だけではできない、やっぱり体感するという、それをきちっ



として行ってほしいというふうに思います。そのためにも解体を予定しているものであっても、富岡町にとって今後50年、100年後に一つの重要な施設となり得ると、遺産となり得るというものに関しては、早急にピックアップをして、それらの再生に向けて町でできること、所有者ができること、いろんなことを提案して残していくべきではないかというふうに考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

以上、大きな2点よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡町H O P E計画について。（1）、富岡町では平成5年に花と緑に包まれて、豊かな暮らしが満喫できる、未来に羽ばたく富岡町、100年の未来に向けての人づくりまちづくりを基本テーマとした富岡町地域住宅H O P E計画が策定されました。計画の中では、住まい、暮らしなどの基本方針、基本施策が示されております。今後富岡町内の再生に当たり、富岡町H O P E計画を継承した町づくりが必要と考えるが、町の考えは並びに（2）、復興拠点整備に向け、富岡町H O P E計画の理念に基づく整備を行うべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。なお、2つのご質問は双方が関連することから、一括してお答えいたします。

富岡町H O P E計画は、良好な住宅地整備や緑化推進、福祉の充実などによって暮らしやすく、特色ある町づくりを目指し、平成5年に策定した計画です。H O P E計画の本質的な要素については、これまでも町営住宅建設、桜地区計画や曲田地区計画などに取り入れるなど、暮らしやすく潤いのある町づくりを進めており、これらの要素は第2次復興計画においても重点プロジェクトや土地利用計画に継承されております。今後もH O P E計画の本質的な要素を意識し取り入れながら、復興中核拠点などの整備を初めとした町内の再生に取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、2問目につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） それでは、2、地域文化財（建造物）について、（1）、富岡町の歴史文化を後世に伝えるに当たり、町の伝承に重要な建造物の登録を早急に行い、解体前に地域文化財の再生活用を提案することが重要と考えるが、町の考えはについてお答え申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発災後、当町では町全域で避難指示が継続している中、国、福島県、周辺市町村と連携し、文化財レスキュー事業に参画し、いち早く公有文化財の保護に努め、レスキューした文化財などは、白河市内に建設された公有文化財の仮保管施設に保

存してきたところであります。富岡町では、その後も町独自で職員による富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチームを立ち上げ、民間の住宅などに保管されている移動可能な歴史資料につきましては、地域の成り立ちを語る貴重な原本と位置づけ、所有者から町へ寄贈いただくなどして、資料の保護、管理に努めてまいりました。一方で、地域で生活する住民の心のよりどころとしてこれまで保存、継承されてきた富岡町内の寺社、個人所有の建造物等についても、それらの保護、保全についてご相談が寄せられているところであります。これまで地区財産区など地域住民みずからの手で管理されてきた私有財産の建造物等については、震災前までは所有者の方が地域の方々とともに管理を行ってきたところであります。これら建造物等の保全、管理は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議する諮問機関であった富岡町文化財保護審議会を再開し、長引く避難生活の中でこうした建造物についてもご審議いただきたいと考えております。その後、その内容を所有者の方と十分に相談し、町行政の一環としてできる範囲で適切な文化財保護と地域の歴史文化の継続、そして町内の伝統的な建造物についての管理と活用の両面を視野に入れ、検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） H O P E 計画につきましてですが、H O P E 計画の基本的な町づくりのプランニングのところですか、そういうところは曲田とか今までもしてきたということで、これからもしていくということなのですが、H O P E 計画の中にはそれだけではなくて、暮らしとか住まい。今はもう先ほどの、以前の一般質問にも高齢者の対策とかそういうのがあったわけですが、実際富岡町はH O P E 計画のときに高齢者に対する住まいの提案、そして町営住宅もそういう形でということをつくってあります。なので、そういう基本的なところは問題ないかと思うのですが、このころはバリアフリーという言葉が多分主流だったと思うのですが、今はもうユニバーサルデザインということで、最初から高齢者に限らず、小さいお子さんから高齢者までいろんな人たち、そして日本人だけではなくて、外国の人も含めていろんな人の障がい、障がいというのは体の障がいではなくてバリア、いろんな言葉の壁だったりとかそういうものも含めて、建物として町としてきちっとわかるようなものをつくっていかねばいけないというような考えが今主流になっております。そんな中で、これから具体的にいろんな町づくりをしていく上で、どういうふうにしていくのかということが一番重要な部分なのですが、今は大きなところでこれからは継承していくという話があったわけですが、(2)の部分と重なってしまうのですが、具体的にH O P E 計画の中で出ている自然の中で共生するような考え方、そういうものも含めてどういような計画、今度は全体のデザインです、一つの地区計画とか配置計画というのはできていますが、これからそういう一つ一つの空間の雰囲気をつくっていくためにどういう方向で進めていくのかということこれからつくるものに対して、きちっと明確につくる人に対して、富岡町はこういう形でやっていくのですよ、こういうようなもので設

計をしてください、こういうものをつくってほしいのですよということをしていかなければいけないと思うのですけれども、そういうところに関してはどういう考えをお持ちになっていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問があったことについてお答えします。

具体的にこれからどうしていくのかというところが一番のご質問だと思います。我々としては、復興計画、2次計画策定後に実施計画というものをつくるということで動いております。同時並行的に今拠点に係るアクションプランを策定しているというところでございまして、基本はこの中に今ご質問のあったようなことをさまざま盛り込んでいくというのが基本になろうかと思っております。具体的にというのがなかなか今アクションプランを策定中というところでお話はできませんけれども、基本はやはり繰り返しになりますが、思想、それから主要な要素を取り入れながらというのが基本になると思っております。

それから、最後のほうに全体の空間の雰囲気はどうやって醸し出していくかというようなご質問があったと思いますが、これについては正直申し上げまして、全体の雰囲気を統一していくという都市としての基本は確かにそういうことだろうと思っておりますが、今状況を考えると、これを全体の雰囲気を統一していく、醸し出していく、そのようにしますというのがなかなか言える状況にはないということもご理解はいただきたいと思っております。その方向で向かっていくことには間違いはないのですが、町のほうから例えば建築主さん、建築主体のほうにこれこれこういう条件で建築物は建てましょうねということについては、地区計画で制限があるところについてはそのようになりますが、それ以外のところに何かこういう方法でいきましょうということをお願いするという状況には今ないのではないかとこのふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今ちょっと私のほうの質問がよくなかったかと思っております。地区全体ということで、全てのものに網をかけて全体を統一していこうというのは、今課長が話をされたようにこの状況でそれをしていくというのはなかなか難しいと思っております。私が言いたかったのは、そういう一つ一つのものに網をかけるのではなくて、ただこのところをこういう雰囲気のものにしていきたい、それについてオーケーできる方は協力してもらえますかというようなことも含めて、まずこういうようなことが1つコンセプトとしてあるのですということをきちっと住民の方、そして先行して建てていくであろう町の施設、町が発注者側になってつくっていくだろう施設に関しては、ある程度引っ張っていく、今までも屯所であったり、地区の集会所であったり町営住宅であったり、いろんなものを町が引っ張っていったという経緯があるのですけれども、それを見てうちもそんなふうにということで、実際にはHOP E計画が策定された後に、そういうようないい雰囲気の新築の家を表彰したという経緯があります。皆さんは、覚えている方もいらっしゃると思うのですが、そういう家もまだ残ってお

ります。そういう中で、まず自分たちでできること、それを住民全部でということは私も願ってはおりませんが、まずそういう雰囲気住民に伝えるということ。それから、まず町が主体になるものできちっとそういうイニシアチブをとっていくということができないのではないかというふうに思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、先ほどの回答は大変失礼しました。全体の話ということで網の話というふうに思っていました。大変失礼しました。ご質問があったように我々としてもこれから町内で整備しようとする災害公営住宅につきましては、例えばHOP E計画に基づき建てられました大菅団地であるとか、それから王塚第3団地のような形のものを参考にさせていただきながら、要するに主たる要素を取り入れながら考えていきたい、計画していきたいということには、考えは同じだろうというふうに思っております。今後もこれから計画するものについてもそのように進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。

ぜひともこれからの富岡町でやっぱり富岡にもう一回戻りたいというようなことがみんなの気持ちの中から湧き出るような、そういうちょっと温かい雰囲気のものをつくっていただければなというふうに思います。そして、今企画課からの話だけなのですが、これから町全体のいろんな課でいろんな施設ができていこうかと思うのですけれども、ぜひともそういうところも含めて、今建設課というのがありますので、どこが担当するのかということになるかと思うのですけれども、ぜひともそういうところを全体の共通認識として、町民も含めてやっていけるような形をとっていただければなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。これで大きな1番については終了いたします。

次、大きな2番なのですが、私としてはわざと地域文化財（建造物）という質問を投げかけたというふうに意識してしたのですが、今回回答にあったものは文化財レスキューの話、重々承知しております。文化財レスキューは、持ち運びができるものを町外に持っていったというものです。今教育長の説明の中でもそういうような説明でありました。十分に審議し、できる範囲で管理していくということがどういうことなのかというふうに勝手に解釈させていただければ、壊れてしまったものはしょうがないという相反することに受け取りかねないというふうになります。ご存じのように今富岡町は、除染の解体ということで、環境省のほうで希望があれば解体をしております。特に古い建物というのは、先ほどの先般の地震で結構壊れておりますので、維持も結構大変だということで壊してしまうと考える人が多分多々いると思います。福島県内でも維持が大変だからという理由で、改修費にお金がかかるからという理由で、福島県の地域の文化財だと思っていたものが、実は日本全国から見て

も重要な文化財だったものが壊されていました。文化財というのは今までの考えでいくと、江戸時代のものとかそういう古い特殊なものというふうな考えがあろうかと思うのですが、最近では近代のものが非常に重要視されております。近代のものはいっぱいつくられたのですが、壊されるのも早いのです。あっという間になくなってしまうのです。それが全てなくなったら、その時代のものはなくなってしまうのです。特に今我々が、富岡町が置かれている状況ですと、解体がどんどん、どんどん進んでいくという状況の中で、本当に必要なもの、それを早急に進めなければいけないというふうに思うのですが、今の答弁を聞いていますと、余りにも他人任せであるし、もうできる範囲の話ではないと思うのですが、ここ一、二年のうちにどんどん、どんどん壊されていくことに対して、壊されてしまってからでは建造物は新たにはつくれないわけです。新たにつくれないものをどういうふうにして残していくかということをしちっとしていかなければいけない。既存の文化財保護審議委員に頼むということで、それであればもう文化財審議委員会はいつ開くというような形で計画をされているのか、再度答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど教育長のほうからお答えいたしました、文化財保護審議会等々で解体される前に保存、管理すべきかどうかを検討していただきたいということでご説明申し上げます。今町としては、前段に文化等保存プロジェクトチームにおきまして、個人所有のもの、民間所有のものの動かせるもののレスキューはしてきたところでございます。24年、25年、26年とやってきまして、今年度につきましてはそういった建造物について調査をしたいというふうには思っております。調査を終えた後に審議会を立ち上げて、調査したものについて保存すべきかどうかというような審議もいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今のスケジュールでも誰が今度見るのかという、探すのかということになったときに非常に危惧がされます。先ほど来前半の質問でやりましたH O P E計画の中にも、実は富岡町の特性をあらわす農家だとか普通の民家だとかレンガづくりの蔵だとか、そういうものが出ておりました。現実的にその中にあるものも津波で流されてしまったものもあります。そういう中で災害が起きたときに文化財になり得るだろうという建物、文化財を探すのではなくて、貴重な建物というのは将来文化財になるかもしれないというような観点に立って物事を進めていかなければならないということになります。特に阪神・淡路のときにもそういうことがたくさんあって洋館がいっぱいあったりとかしたのですが、そういうのも壊されてきました。ヘリテージマネジャーというのが阪神・淡路大震災のときにつくられまして、今福島県でも本当に震災直後にいろいろ壊されてしまったものの反省を踏まえて、ヘリテージマネジャーを県の文化財なんかと協力しながら建築の分野でやっ

ておりますけれども、そういうことも含めて登録をしていく。まずはピックアップしてそのものを文化財として登録ではなくて、まず文化財になり得るものとして登録していく。そして、それが壊されようとしても解体申請を出している家もあるかもしれないです。あったらそれをどういうふうにしていくかということをして次のステップとして、今早急に、もうここ数カ月とか1年、今年度中にはそれをしないと、壊されてからあの建物も惜しかったね、もったいなかったねでは済まないと思うのですが、その辺についてはどういうふうに町としてはお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

先ほど文化財レスキューというチームがございますので、それによって今まで活動してきましたというお答えをさせていただきました。今年度につきましては、今ご質問のあった旧家だったり土蔵だったり、そういったものをプロジェクトチームの中で地図上にプロットしていきたいというふうには考えてございます。それをもとに今後そのものをどういうふうに保存していったらいいのかというのは、文化財審議会等々にお話を持って行って検討いただくというようなふうを考えてございます。プロット作業につきましては、27年度早いうちから始めたいというふうに考えてはございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 多分堂々めぐりになってしまうのですけれども、1つわかっていただきたいことは書物も同じですけれども、書物も燃えてしまったり、虫食いでぼろぼろになったら、二度と物が再生できないのと同じように、建築物というのは簡単には再生できないし、その価値というのは今価値があるかないかではなくて、その建物が富岡の地域に対して全国的に重要文化財になるかとか県の文化財になるかとかではなくて、地域の文化財、富岡町の復興を何年か後、そして今子供たちに心の復興をしていこう、子供たちに教育、富岡にいない子供たちに富岡を知ってもらいたい、そういうことを考えていったときに、最終的に何も物が残っていなかったら、それは机上のこんな、ただ写真で見ただけの町になってしまうわけです。実際にやっぱりここはこういう町だったのだよというのが、そういうものが1つ、2つ、3つ、4つと残っていることによって町を想像していく、想像ができるというのが子供たちのすごくいいところです。そういうことも含めて心を残していくためには、こういう地域の文化財というのを早急に壊されないようにしていくことが重要だと思うのですけれども、今年度からという話がありましたが、もう具体的にいつごろからそういう形で動き出すのかというふうに思います。ただ、レスキューがあるというふうにはおっしゃっているのですが、今教育総務課の教育委員会の中に確かに文化財係はあるわけですけれども、文化財係は人がいないようなふうを受けとめておるのですが、その中できちとした早急な対応ができるのか、できないのであればそういう新しい体制を整えるべく考えなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

確かに今の教育委員会の中には生涯学習課というものがございませんが、それらを含めた事業を行っております。文化財プロジェクトチームにつきましては、26年6月に発足しまして15名で行っております。その中である程度私物の移動できるものについては継続的にやっておりますが、今年度につきましては、そのような建物についても町の管内図等に落とし入れをしていきたいということでございますので、それをもとに今後審議会にそのものについてのご検討をお願いしたいというふうに考えてございます。プロジェクトチーム15名ですが、各課のほうからご協力いただきまして活動しているというような実態でございますので、これらについても何とか進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 文化財を保存するという観点からの補足の説明にはなりますが、町のほうで我々としましては、今震災、それから原子力災害からのアーカイブ拠点を整備しようという構想をつくっているところでございます。原子力災害の風化防止や、それから町民の心の復興、それからふるさと富岡の復興ということに資するために富岡町の歴史、文化の調査、保存、発信という施設が拠点施設ということになりますが、その中で建築物の保存ということになりますと、ちょっと議員と相反する話になるかもしれませんが、現実的にやはり汚染された建築物を取り壊したいという気持ちも当然所有者にはありますし、それから保存ということで置いた場合に、その先誰がどのように保存していくのかという仕組みづくりも必要だろうと思います。というところで、なかなか取り壊しをしていきたいという気持ちを妨げるわけにもいきませんので、1つ考え方としてはバーチャルとリアル融合というか、MR施設、3Dで建造物を立体的に、3Dでつくられるのです、3Dであらわすという、体験できるというようなシステムもございます。例えば富岡駅、それから学びの森の災対本部の状況であったり、それから子安観音の状況であったりということについては既にデータをとりまして、これは大学との連携でのデータのとり方ですが、そのような作業も、それからデータの集積もしているところでございます。そのような保存の仕方もあるというところで現地に保存をする、それからデータで保存するという組み合わせで保存というものを考えていくことも一つ方法だろうというふうに思いますので、構想と方法というような提案を今お話をしてみたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） バーチャルでは心が残らないといったことを再度これは言うておきます。

それから、今の中で文化財というのはそのまま、例えば重要文化財であればその形態が重要文化財ですので、そのままの状態を維持しなければならないということはあるのですが、地域の文化財とい

うのは建物とかそういう形だけではなくて、施設とかそういうものが町の発展の過去をあらわしているものなので、それをどのような形で使ってもいいわけです。例えば質問のところに再生活用という言葉を書かせていただきましたけれども、再生というのは用途を変えてでもその建物を使用するということです。建物は置いておくだけでは、そんな建物は維持管理がかかってしょうがないわけですけれども、皆さんもよく会津とかいろんな地方に行ったときに土蔵が喫茶店になっていたり、音楽ホールになっていたりとかいうようなことがあろうかと思うのですけれども、何も同じことで同じ状態で使う必要はなくて、それをいかにどういうふうに使っていくか。ただ、この建物はもう残したいですよという話がありました。今壊したいと思っているという話で、放射能がついたから壊したいのか、壊れているから壊したいのか、それとも維持管理がこの先できそうにないから壊したいのか、いろいろ壊したいということには理由があろうかと思うのです。ただ、それであればその使い方とか100個あって100個全てやるわけにはいかないですけれども、特にその中でもある程度町史に載っていたりとかいろんなことで重要性があるものは、そういう再生して活用する方法を提案、今考えないけれども、考える用意があるから、解体の申請を取り下げてくださいとかそういうことも可能ではないかというふうに思うのですけれども、そこまで踏み入っていいのかどうかかわからないですけれども、でもそこまでやらなかったら大切な建物は残らないと思います。その辺のところをどういうふう考えているのか、いま一度企画課長ではないですか、文化財ですか、どこでも担当のほうでお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 議員がおっしゃっているのは、地域文化財、建造物、大変重要なものだと思います。解体されてしまっただけではどうしようもない、手おくれだということで、実は復興推進課のほうには解体という業務が窓口になっておりまして、解体を予定している物件については情報は事前に入ります。先ほど教育総務課長がプロット作業に入るということでしたので、順番は逆になるかもしれませんが、解体の情報を先に受けたならば、それは内部資料ということで壊してはいけないようなもの、それをそこでキャッチをして事前に押さえて対応をしていくと。順番は逆になるかもしれませんが、そういうことで動けば何とかできるのではないかと思うので、この情報については教育総務課と連携しながら進めていきたいと、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。

私としては、順番とか建前とかそういうものは一切、そういうことで順番が違うからということは考えておりませんので、ぜひとも各課の横のつながりを密にさせていただいて、きちっとした形で残していただければというふうに思います。これ以上続けても同じことになりますので、ただ最後に復旧課長がおっしゃっていただいたように教育総務課、そして企画課と連携をとって、ぜひとも壊



れてしまったらもう二度と戻らないので、早急に対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、3番、早川恒久君の登壇を許します。

3番、早川恒久君。

〔3番（早川恒久君）登壇〕

○3番（早川恒久君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり大きく2点について質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、復興拠点整備事業についてでございます。富岡町災害復興計画第2次の制定ということで今定例会に上程されております。その中で拠点整備事業につきまして、こちらにつきましては町民の帰還の条件として非常に欠かせないものとなっており、早急に進めなければならぬ事業と私は考えております。今般国では、帰還困難区域を除く地域は29年3月までに帰還させると閣議決定されました。しかし、町民の意見としては賛否両論いろいろあると思います。ただ、今回は帰還時期については別に考えまして、町として事前に町民が住める環境を整えておく必要があると思っており、その中で商業施設の整備は住民の帰還にとっては不可欠なところでございます。そこで、現在どこでどのような形で町は商業施設の整備を考えているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、町内の災害公営住宅につきまして、曲田地区、岡内地区に建設は予定されていると思います。私も曲田、岡内地区に集約すべきと考えておりますが、ほかに既存の町営住宅がたくさんあったと思います。町では、損壊状況等を調査していると思いますけれども、こちらの既存の住宅については再利用するのかどうかをお伺いしたいと思っております。

続きまして、町の拠点内に災害住宅ほか町の施設がさまざま計画され、整備すると思っておりますが、今現在あらかじめ場所を選定してあるのかどうか、場所を選定しておく必要があると思うのですが、現在の状況をお伺いしたいと思っております。

続いて、2点目でございます。私以前にも一般質問でやらさせていただきましたが、町内での事業再開についてでございます。国は、避難指示解除に向けてこのたび事業再開者に対して全面的に支援すると打ち出しております。それに伴いまして町としては、事業者に対してどのような支援をしているのか再度お伺いしたいと思っております。

以上、大きく2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、早川恒久議員の一般質問にお答えいたします。

1、復興拠点整備事業について。(1)、町で整備する商業施設は、どこでどのような形で進めていくのかのご質問にお答え申し上げます。本町では、町内の復興拠点づくりの一環として公設型の復興商業施設の整備を計画しており、現在は8月末を工期とした市場及び適地に関する調査を実施しております。今後はこの調査結果に基づき、当該施設の用地や規模などを決定し、商工会など関係機関と連携を密にしながら、運営内容など詳細につきましてさらなる協議を進めていく考えであります。なお、当該施設には地元商業者のテナント出店を計画しており、現在市場及び適地調査と並行して商工会を通じて出店に係る意向調査を実施しております。

次に、(2)、災害公営住宅を曲田地区及び岡内地区に集約すべきと考えるが、既存の町営住宅は修繕して使用するのかの質問にお答え申し上げます。災害公営住宅の整備につきましては、上下水道などの既存インフラを最大限活用した早期整備と復興拠点の形成を図るため、第2次復興計画におきまして中核拠点到位置づけた岡内、曲田地区に整備、集約する方向を示しております。今後は、その方向性を踏まえながら整備計画の作成に着手するとともに、モデル的な先行整備を具現化してまいりたいと考えております。また、既存の町営住宅につきましては、現在罹災状況の判定を進めているところではありますが、このうち居住制限区域内の町営住宅につきましては、その判定結果に基づき処分方法を決定し、半壊以上の判定がされた物件につきましては、環境省に対して取り壊しを申請する予定であります。一方、判定結果が半壊未満であった物件につきましては、築年数や耐震基準などを鑑みながら、個別に判断してまいりたいと考えております。なお、撤去した町営住宅の跡地につきましては、町有地、借地を含めて今後整備する災害公営住宅用地としての活用も検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3)、拠点内に整備する町の施設は、あらかじめ早急に場所を選定しておく必要があると考えるがについてお答え申し上げます。復興拠点に整備する施設は、暮らしやすさや将来的な町づくりを考える上で重要な要素であると認識しております。復興拠点の整備については、第2次復興計画策定と並行して、暮らしに必要な医療、商業、住宅などについて立地の選定を含めた準備や調整を進めているところでございます。今後詳細計画について随時ご報告申し上げ、ご意見を賜りたいと考えております。また、今後の拠点整備の候補地となり得る場所につきましては、財源の確保も含め対応方を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2、町内での事業再開について。(1)、帰還に向けて町内で事業再開を希望する事業者がふえてくると予想するが、町としての支援策はのご質問にお答えします。本町の再建において地元事業者の町内での事業再開支援は、なくてはならないものと考えております。町では、これまでに事業再開に係る補助事業として、富岡町被災事業所など再開支援事業補助金を創設しておりますが、採択要件の制約などにより利用率が振るわない状況にあるため、今後は再開を目指す事業者のニーズに合致した内容になるよう当該補助制度の見直しを行い、利用率を高めて事業再開を加速化してまいりたい

と考えております。あわせて国、県及び中小企業基盤機構などが実施する各種支援制度につきましては商工会とも連携し、さらなる情報収集に努めるとともに、ホームページ、フェイスブックなどを活用し、より一層周知してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ご答弁ありがとうございます。

それでは再質問ですが、まず復興拠点事業の町で整備する商業施設につきましてですが、私の聞いた話によれば拠点ということで曲田地区もしくは既存の今あるスーパー等を利用できないかというお話が出ていたのですが、富岡町のスーパー、名前言いますとヨークベニマルが大型店舗として富岡でも中心的な存在でございました。町としてもヨークベニマルが営業再開してもらうのが一番手取り早いというか、人が集まるのにも、これから富岡に帰ってきていただく方のためにも重要な存在になるかと思うのですが、あの建物も非常に大きいので、その中に例えば富岡の今まで商店街でやられていた方が入るとかいろいろ方法はあると思うのですけれども、そういった中で集約した商店、商業施設があれば、とりあえずは例えば除染で作業に来ている方とか原発の廃炉の関係の作業員の方とかそういう方が帰還をする前でも利用価値はあると思いますので、そういった意味でも商業施設を進めていく上でヨークベニマルをどうにか再開できないのかということも町では交渉をしているというお話も聞いているのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

今議員ご質問のとおりでございまして、現在マーケティング調査という形で、おっしゃったように曲田あるいは岡内、できれば6号線という形で考えております。ある一定の希望になってきますので、当然機能とか規模自体あるいは採算性とか、商圈とか交通量もありますので、そういったものをもろもろ調べると同時に適地ということで、今おっしゃったような既存の施設も含めて。当然相手がいることとございますので、ひょっとしたら新設という場合のケースも含めて調査を行っております。はっきり申しまして、当然地元にあった業者の方ですから、そういう話もさせていただいておりますし、あと当然直接ではないのですが、地元の商工会、商店会、テナントの部分もございまして、商工会等お願いしましてテナント、こういう場合だったらどうでしょうかというアンケート調査もさせていただいております。そういった中で今相手もいることとございますので、そういったマーケティング調査を通じて、今各方面に当たっている状況でございますということとございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

前向きには検討を進められているかとは思いますが、やはり一番最初に整備しなくてはいけない

施設であると思いますので、速度をもっと増していただいて、商工会と連携と言われていますが、本当に連携されているのかどうか、ちょっと私も不審に思う点が多々ございますので、しっかりと連携していただいて事業を再開する希望者を盛り立てるといふか、またやりたいような気持ちにさせることも町としても必要だと思っておりますので、その辺しっかりとお願いしたいと思っております。

続きまして、災害公営住宅につきましてでございますが、先行的に整備していきたいという町長のご答弁ありました。既存の住宅については、今町長のご答弁のとおり調査をして半壊以上は国で無償で壊してもらえるとということで、それは理解します。ただ、中途半端に半壊にならない建物については、私は直してまで本当にその場所に町民が入りたいのかというような疑問もありますので、それは慎重に考えていただければと思っております。

これも拠点内という形にはなるのですが、次の拠点内に整備する町の施設ということで、これも関連してくるわけでございますが、曲田地区には更地がたくさんあります。ここが新たにいろんな建物ができてくるとは思うのですが、町有地に関しては町の資産ということで問題ないとは思うのですが、民有地がたくさんあると思っております。民有地というのは、やはり私的な財産でありますので、売ろうか貸そうか、それは個人の自由になるかと思っております。ただ、今話を聞くところによると、原発関係の事業者がああ辺の土地を物色しているような話も聞いております。そこで、売買がやられると、拠点がぐちゃぐちゃになってしまうことを私としては懸念しております。そういった中でやはり先ほど町長のほうからも拠点整備事業は準備でき次第、順次整備していくというお話はいただいて、それは理解するのですが、やはり全体像をしっかりと見据えていただいて、どこに何をづくりたいという計画は、執行部の中では多分ある程度は出ているのかと思っておりますけれども、ぜひそれを早いうちに議会とか町民に早く公表していただきたいと私は考えております。それをすることによって決定ではありませんけれども、町に地権者の方も協力しようという方も多分出てくるかと思うのです。ですから、それはもう先手を打って町がやっていく必要があると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問いただいてありがとうございます。

議員おっしゃるとおり先手を打って場所を決めてということになると、町民の皆様、安心もいただけますし、ご協力もしやすいということ、そのとおりだと思います。そういうことで4番議員のご質問の中でも回答で触れさせていただきましたけれども、現在拠点整備に関するアクションプランを、済みません、復興計画をお認めいただく前ではございますが、並行的にちょっと作成をさせていただいているというところにあります。この中で生活関連サービスを提供いただく施設であるとか、今おっしゃっていただいた災害公営住宅の話であるとかというのを具体的にこのエリアでこういうエリア分けをしながらというような計画を今つくっているところでございます。それから、6番議員の大分前の質問でございますが、先ほどの質問でございますが、福祉の関係もございました。ソフト面につ

いても実は拠点整備に関するアクションプランの中で方向、方針を打ち出しながら、具体については健康福祉課長が申し上げましたが、検討会でというような方向でいきたいと思っております。何はともあれ、やはりアクションプランの作成を急がなければならないということで、ことし夏ぐらいを目指して具体的なプランをご提示していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

夏ぐらいというお話ありましたけれども、夏にこだわらずにもっと早くやっていただくには大いに結構だと思いますので、お願いします。

それから、先ほどの福祉のソフト面の話が今出ましたけれども、今富岡町の職員の仕事の内容といえますか、1万5,000人に満たない町民を相手に県内外いろんなところに職員ではなくても町の仕事に携わる方というのは相当いると思います。例えば2年、3年後に帰還宣言して町に戻るといった形になったときに、ソフト面でもいろいろな面で町民のケアをしていかななくてはいけないのは当然であると思うのですが、それと同時に帰還宣言したからといって町外、県内外に避難している方をおろそかにするわけにはいかないと思うのです。そういうことも考えると、莫大な仕事量が降りかかってくるわけだと私は考えているのです。ですから、ちょっと戻りますけれども、住宅に関してですが。先ほど町長のお話の中にもありましたが、帰りたい町民は持ち家に帰りたい、これは当然のことだと思います。ただ、その考えが、例えば家族の中でちゃんと話し合われているのか、個人一人だけの考えなのか、やはり家族いなければ一人で高齢者を帰らせるわけにはいかないと思うのです。そういった細かいもっと調査というのにも必要になってくるのではないかと私は思います。ばらばら、家に帰りたいということですから、いろんなところに帰るわけです。そうすると、それだけ町としてはやはり高齢者であれば特に見ていかななくてはいけない。そうなれば人もふやさなくてはいけない。それで、本当に町として見切れるかという心配が私は最近あるのです。ですから、そういった意味でも先ほどコンパクトシティというお話ありましたけれども、やはり岡内、曲田地区にできるだけ集約できるようにすることがやはり今後富岡に帰って再生する上で必要だと思うのですけれども、再度その辺町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 最初の災害公営住宅の入居の意向のつかまえ方というところでございます。ことしやはりまた復興庁が行います町民意向調査の中に独自の質問項目として、例えば町内に災害公営住宅が建設されたら入居しますかというような質問を入れて、入居の動向をつかみたいというようなふうに思っております。その中ではどの年代の方がということも当然把握できると思っておりますが、そのようなことで入居の意向をつかまえていきたいと思っております。

それから、集約というところでございます。まずは、拠点に先行的に住宅を整備するということは

間違いのないことで、これで計画をしていくつもりでございますが、それと同時並行で町内に民間、それから公営を問わず賃貸住宅、たくさんございます。公営住宅使えない部分も当然出てきますが、どの程度使えて、要するに町内にどの程度ストックされて、それをどのように利活用できるかという調査もあわせて並行的にしていきたいと思っております。それをやることによって民間賃貸住宅を一時的ではなく、ある程度の期間をもって借り上げ、それを町営住宅に充てるという考え方もできますので、そのようなことも調査して、総合的に住宅については考えていきたいというふうに思っております。集約という面では災害公営住宅、まずは拠点に集約していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまの人の部分についてご報告します。現在職員143名、それから緊急雇用で採用されている方が88名ということで、230名を超える職員が事務に当たっております。緊急雇用の継続については議員もご承知のとおり、28年度以降の期間が終了した以降の災害復興の中で、27年度で終了というような話でしたが、町長のほうからも強く申し入れをして、これについては継続されていくというようなこととなっております。ただ、29年度、町に戻りまして、議員今心配されましたように全国各地、それから町内の至るところにもそういう人の目を向けていかななくてはならないという、そういう状況が発生いたします。28年から5年で緊急雇用が終了してしまいますと、その後同じような状況が、各地に避難している方に対する支援というのもそのまま継続していかななくてはならないということで、その後の財源についても国のほうには今後要望、要求をしていかななくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 全般にかかわることなので、私からも一言お答えしたいと思います。

議員のご懸念というのは、恐らく職員、人の問題、仕事量、財政的な問題、町としてやっていけるのかということを考えれば当然コンパクトに集約する、まずそういうところの考え方は十分そのとおりだと思います。ということで、我々復興拠点あるいは復興の中核拠点という言い方しているのですが、曲田、岡内を先行してやるということは、富岡町の復活ののろしを、復興拠点を先行整備をしてやっていくというのは企画課長が答弁したとおりであります。そこが紛れもない復興に関する一つの大きな方針です。ただ、これ誤解があつてまずいのが、先ほどいろんな皆様のご質問の中にもありましたが、困難区域も含めて1万6,000人の富岡町というのの再生が町としての使命だと思っております。ですから、先行はします。曲田、岡内は先行しますが、困難区域、あとそれ以外の地域も全て含めて土地利用計画とか2次復興でいろんな盛り込んでありますので、そういった動きはしっかりと考えながら進めていくというのは、これももう一つ大事な視点でありますので、ちょっと何か曲田、岡内だけというよりは、先行はしますが、それ以外の地域、全体の復興、土地利用、あと産業の集積等

々いろんな全体を見た中で、我々復興をなし遂げていくという考えでございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 副町長がおっしゃることはもっともで、私もそういうつもりで言ったわけではないのですが、あくまで拠点という話を私しているの、拠点整備が一番最初に重要ではないかということですので、困難区域や居住制限も含めた上でやっていくのは当然だと思います。あとは人の目に関しては、いずれは人数が減ってくるのは間違いないと思います。やはりソフト面としては、人材の育成というのが大変重要になってくるかと思えます。ただ、人数がいればよいというわけでは私はないと思いますので、ぜひ職員の人材育成をもっともっと今のうちからやっていかないと、本当に手おくれになるかと思えますので、ぜひその辺も踏まえた上で復興に取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、町内での事業再開についてでございますが、国のほうでやはり帰還宣言を早くさせるためなのかどうかわかりませんが、大分戻って再開する事業者に対しては支援していくということをおおきく打ち出しております。今まではどちらかという、国も町外、県内で事業を再開ということでグループ補助金ですとか、あとは中小機構の支援とかありましたけれども、今度は本当に町に帰って、はっきり言って町に根差した事業者をふやしたいという考えがあるのかと思うのですが、やはり町としても事業をする事業者がいなければ税収もありませんし、これ国、県だけに任せるわけにはいかないと思うのです。1つ例に挙げますと、グループ補助金制度なのですが、今回4月にまた新しい取り組みの支援が打ち出されました。ご存じかと思うのですが、今回のグループ補助金は新分野ということで、簡単に言いますと今までやっていた事業が例えば富岡町に帰っても成り立たない事業は多くあると思えます。それをやっとな国はわかっていただいたのか新分野ということで、そういう事業者でもまた新しい事業をやるためにグループ補助金を出しましょうという制度が出ております。これは、本当にすばらしいといえますか、富岡町にとってもこれを使うにこしたことはないと思えますので、これぜひグループを組む上でとても非常に大変な仕事量で、相当の割く分も必要になってきます。これ商工会ももちろんなのですが、商工会とやはり町も一緒になってグループをつくって行って、例えば町全体で一つのグループにしてもいいと思うのです。やはりグループ補助金って額が多ければ多くて、件数が多ければ多いほど採択されるというのが今までもありましたので、そこにはやはり町の協力がなければなかなかできないと思っていますので、ぜひその辺の支援というか、後押しを積極的にお願したいと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） では、お答えいたします。

町の支援、全般で言えば先ほど町長が申したとおりでございますし、今回の閣議決定で言えば、

8,000社とヒアリング通して事業再開を後押しするということなので、それは当然町とか商工会とも連携してということでございますので、町としても当然その中で一生懸命やっていきたいという姿勢に変わりはありません。

あと、グループ補助金のことをおっしゃっておりますが、当然今までどおりグループ補助金というのは自分たちみずからあるいは商工会の窓口を通してやられてきているのだらうと思いますし、一部町のほうに相談がある場合もあったかと思えます。もちろんグループ補助金を進めていくのは事業者が中心だということ言うまでもありませんし、商工会とはそれらの役割をお持ちになっているので、それはそれでやっぱりやっていただきたいというのが当然です。その中で議員おっしゃるように町が何ができるかという部分なのですが、それは今はっきり申し上げまして私はこういうふうにごくこうとは申し上げられないのですが、当然国も初め、町自体が一つの目標に向かってやっていくわけですので、今後当然商工会、事業者の方とちょっとご相談というか、何が町としてできるのかあるいは役場の役割として何かというのをやっぱりもう少し明確にしていかないと、こうだ、ああだとは言えません。ですが、その姿勢だけは持って、その中で相談させていただいて、町としてできる部分についてはやっていくと。あるいは事業者の方、あるいは商工会の方がやるべき部分については、それは一生懸命やっていただくということで、みんなという言葉はあれですが、本当にグループという形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今グループ補助金の新分野のことをお話しになりましたけれども、実際に富岡町の町民1万6,000人があったからこそ商売になっていたという商売。商売というのは、人がいなければ、購買の力がなければ成り立たないという部分がありますから、これらをグループ補助金が新しく制度ができたので、そこで手を出して、例えば補助金が採択になったとしても、今後それでなりわいが成り立つかということをやはり見きわめる必要があるのだと思います。町としてもこれらについて決して手をこまねいているわけではありませんで、当然事業再開を目指す事業者に対しては、できる限りの手だてというものをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） グループ補助金は、あくまで民間の事業者というのは十分承知しております。ただ、先ほどから言っていますように町の復興には欠かせないものであります。今町長がおっしゃった本当にこの事業でやっていけるかという見きわめは必要かと思えますけれども、ただそれを考えていたら、この先何人富岡町に戻ってくるかも誰もわからないわけです。ですから、そのために4分の3負担してもらって、リスクを減らしてもやりたいという方を募ってやるのがグループ補助金だと私は思っていますので、余り後ろ向きに考えていただかないで、前向きに積極的に町も参入していただければ、実際に町に戻ってやりたいとおっしゃっている町民も結構いますので、その人がやるなら私



もやる、ではこの人もやるなら私もやるとどんどん膨れ上がってくると思いますので、その辺をやはり町として後押ししていただきたいと思うのですけれども、再度お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 決して否定するものではありません。これらについては私先ほどお話ししたように、自分の商売が成り立つにはどうしても人口、それらを支えてくれる数の人口が必要ですから、これらについては否定するわけではないのですが、残念ながら再開できない業種というものも出てくるのだと思います。これらが当然富岡町で再開できなければ、避難先の地でも事業再開していただければ、それでもありがたいというふうに私は考えるわけですが、できれば富岡町に戻って事業再開できれば、これにこしたことはございません。町として先ほどもお話ししましたが、できる限りの支援、応援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、先ほどから何回か商工会との密な連絡と、連携ということも出ていますので、そこも含めて積極的にやるのかやらないのか。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 先ほどの件でも商工会とございました。今先ほどの商業施設については、アンケート等々協力いただいております。今やっている最中でございます。あと、これまでも町と商工会の形というのは補助金を通じたり、あとはお願ひしますという部分は確かにありました。ただ、今の状況から見れば、全て商工会というわけにもいかない部分と、あと町だけでも、商工会だけでも手に余る部分というのは当然出てきているのだと思います。そういう意味で先ほども何ができるかというところが今までとは多分違ってきていると思っておりますので、その辺はやはりお互い連携というか、本当にやらさせていただいて、何ができるのかというのを本当に今後突き詰めていって実践していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） やっと前向きな答えいただきまして、ありがとうございます。

やはり官民が一体となってやるのが本当に今重要になってきていると思っておりますので、ぜひ富岡町復興のために我々も頑張りますけれども、皆さん一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

3時40分まで休議いたします。

休 議 （午後 3時30分）

---

再 開 （午後 3時39分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、1番、山本育男君の登壇を許します。

1番、山本育男君。

〔1番（山本育男君）登壇〕

○1番（山本育男君） 皆さん、大変お疲れさまのところ、もうちょっとだけおつき合いを願いたいと思います。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

震災から4年が過ぎて、5月末には自民党より原子力事故災害被災地の再生、地震、津波被災地の早期復興完了、被災地に共通する課題の3つの分野について、それぞれの今後の方向性を整理した被災地の方々に希望を持ち、夢を語っていただくためと題した東日本大震災、復興加速化のための第5次提言を受け、政府は12日、東京電力福島第一原発事故で多大な被害を受けた福島の復興指針を改定し、閣議決定をしました。居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示を事故から6年後の2016年度末までに解除するとし、事業再開に向けては16年までの2年間に集中支援をする方針を盛り込み、被災者の自立を強く促す姿勢を打ち出しています。東電による居住制限区域と避難指示解除準備区域の住民への月10万円の精神的損害賠償支払いは17年度末で一律終了し、16年度末より前に避難指示が解除された場合も17年度末まで支払い、解除時期で受け取り額に差が生じないようにするなど、既に避難指示が解除された地域にも適用するとしています。帰還困難区域の解除時期は示されておらず、引き続き地元と検討するにとどめています。被災地の事業者に対しては、事業再開に向けた取り組みを16年度までの2年間に集中的に実施し、商工業者の自立を支援するため、戸別訪問や相談事業を行うほか、営業損害や風評被害の賠償は16年度分まで継続するとしています。町としてはこの提言についてどのような評価をしているのか、また今後の対応をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 1番、山本育男議員の一般質問にお答え申し上げます。1、復興加速化第5次提言について。（1）、どのように評価するのか。（2）、今後の対応はについてお答えいたします。なお、2つのご質問は双方に関連があるので、一括してお答え申し上げます。

第5次提言につきましては、去る6月12日に閣議決定され、復興加速化のための政府方針となりました。この政府方針は、廃炉、汚染水処理のたゆまぬ実施、生活再建に向けた集中的支援、十分な財源確保など、多岐にわたり復興を加速させる政府の決意が感じ取れる内容となっていると考えます。一方で多様な被災地の実情を一くくりと捉えていることもありますので、5番議員のご質問でもお答えさせていただき繰り返しとなりますが、避難指示解除や賠償に関することについてはこれまで同様、町の状況、状態に基づく十分な意見調整や住民への丁寧な説明を国に求めるとともに、被災地を一律

に扱うことなく、実情に見合った柔軟な対応を今後も求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。なお、これらのことにつきましては第2次復興計画策定の後、今月中に本町の復興への取り組みを国に説明し、ご理解いただくとともに、直近の課題解決に向けた国の一層の取り組みを申し入れる予定でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 大方の話は5番議員の質問にもあったとおりで、その回答で私も十分だというふうに思っておりますが。富岡町は、3区域に区分されておまして、今回出されたものは居住制限と避難指示区域を一緒に解除する。本来であれば段階的に居住制限が避難指示になって、帰還困難区域が居住制限になってというような段階的に踏んで解除になっていくのが普通ではないのかというふうに私は思っていたのですが、その辺についてもう一緒にやってしまうという、半ば強引で乱暴な扱いではないかというふうに思うのですが、その辺についてどんなお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問がありました区域ごとに段階的な解除が本来的であろうというご質問でございます。正直申し上げますと、私どももそのようにイメージとして持っていたことは確かでございます。ただ、一時除染の進捗が危ぶまれていたような状況ではございますが、一定程度以上の進捗が見られる状況になってきたということ、それから我々が行っている生活インフラ、ライフラインの復旧が思った以上の進捗を見ているということから、状況、状態を考えてというようなことだろうというふうに思っております。ただし、繰り返しになりますが、ライフラインの復旧状況、それから生活関連サービスの復旧、整備ということのほか、やはり現地の放射線量の状態がどうということなのかということも当然のことながら解除には必要な要件というふうに考えておりますので、そのところはまたまたの繰り返しで大変恐縮ですが、除染検証、それから除染の効果を検証しながら、そのところは詳細に考えていく、検討していく、それから判断していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） その説明でわかっておりますが。あくまでも町民にすれば、やっぱりなかなか納得できないのだろうというふうには思っております。やっぱり実態にそぐわないというふうに町長のほうも先ほどそういうふうな話がありましたが、そういうやっぱり不安を持っている町民がたくさんいることも事実だと思いますので、その辺を丁寧に説明をしていただいて、国に丁寧な説明を求めていただいて、町民に対するきちんとした説明をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、損害賠償、これ慰謝料の件も含めてですが、要するに損害賠償を16年度で切るという、一

律にどこまでも切っていくという話、これも本当にひどい話なのかなというふうに思っております。ただ、これについての支援策というのが出るのだろうと思うのですが、その辺について何か支援策がどういふものがあるかなんていうことは、町のほうで何かつかんでいることがありますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

今回の閣議決定でございますが、大きく分けて議員がおっしゃる意味からすれば、営業の部分と精神賠償のほうになると思います。精神賠償のほうについては、支援策という意味では示されておられません、結果からいえば。逆に私たちが、町長も申しているように復興、復旧の度合いが違うし、時間軸というか、いろんな意味で現在もう既に解除されたあるいは解除されようとする地区とは違うので、地域の実態に応じて、それはある意味では相当期間という考え方もございますので、その辺も踏まえて実態に合わせたものにしてほしいというような要求というか、要望をしております。支援策については特段ございません、今のところ。ですから、なおかつ強く要望してまいりたいと思っております。

営業についてですが、営業損害というふうに言われていますが、今回の中では支援策と営業の損害という形になっていると思っております。損害という部分については2年と言われていますが、東京電力が言っている意味からいいますと、減収率100%、年間逸失利益の2倍相当額の支払いによるということですので、実質2年間ということでは現時点では示されていると理解しております。一方では、新たな支援主体ということで官民が一体となったチームで、先ほど申しましたが、事業者8,000社への聞き取りとか戸別訪問とか相談支援を行うということですので、これは当然国ばかりではなくて、いろんな町も含めた形でやっていくので、その中で本当に個別相談というか、何ができるかというのでやっていくということです。あわせて例えば風評被害とか販路とか人材の確保、事業、生業の再建、自立や働く場という項目で支援策、ここをやっていきますよと述べておりますので、それについては具体的にはまだ出ておりませんが、大きな柱として出てきていますので、その辺に期待もしますし、ぜひそういう意味では賠償とは別にその辺はやっていただきたいというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも1点補足してご説明いたします。

提言なり閣議決定、いろんな分野なので、ちょっと整理して説明したいのですが。まず、精神賠償について、今産業振興課長のほうからも実態に即したというか、見合ったということで、これは一言で言うと先ほどもちょっと答弁しましたが、富岡は復興の緒についたばかりですし、今解除したところと解除しようとしているところ、全く状況が違うので、早ければ29年4月は間違いなく我々もやっていくのですけれども、見通せない部分、当然あらゆる可能性もありますから、その辺は今この段階で何か結論ありきというようなことは絶対あってはならないと、そういうことはくぎを刺しているというのが実態でございます。一言で言いますと、被害の実態に合った柔軟、誠意ある対応をしっかり

求めてまいりたいというのが我々の考えです。

あと、制度論でいいますと1つ精神賠償です。先ほど産業振興課長、相当期間という話があって、解除後の相当期間というのは今回の指針あるいは閣議決定の中からちょっと読み取れない部分があります。何か相当期間の、先行自治体さん、1年間という今事例はありますけれども、その件について一切述べられていないので、その辺はなお確認させてもらっておりますが、そこは直接的な触れた内容はないということでございます。いずれにしましても、相当期間がどうか、何かというのは別にしましても、実態としてはそういった直接的には触れてはいないというようなご見解だということがわかっていうことを踏まえて、あくまで被害の実態に見合った賠償というものを求めていく。ただ、これもくどいようですが、我々2年間、早ければ29年4月にやることをやる、一生懸命再生へ向けて汗を流すということを、これは誤解されてしまうと大変我々にとっても非常にいい話ではないので、その辺をあわせてお伝えしながら国と協議、あとは東電のほうと対応してまいりたいというふうな考えでございます。

あと、もう一点ですが、営業損害、営業の支援、事業再開支援等の2年間という集中期間が示されています。我々集中復興期間の5年間の財源論で今非常にいろいろ交渉をして一定の成果というか、県と一体になってやっていますけれども、集中何とか期間という、あたかもそれが終わってしまうと、また終わってしまうのではないかという意味では、我々復興の後進の自治体でありますので、非常に懸念はあるというようなことは申し上げてあります。ですので、2年間は集中してやるのは大いに結構だと。ただ、その後長期的に富岡の置かれた状況も含めてしっかりと支援をお願いしたいというような話は、何度も繰り返しこれまでの間も申し入れておりますし、先ほど町長答弁あった今月中にも復興計画ご承認いただければ、その説明の際にあわせて今回の政府決定に対して我々の、きょう皆さんからいただいた懸念あるいは2年間の中では我々としてもやるという姿勢を国に対して申し述べて、一体となってやるべきことはやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） よくわかりました。本当に実態にそぐわないようなものについては、どんどん要望していただいて、我々が安心してやっぱり暮らせるような状況をつくるようしていただきたいというふうに思いますので、なおかつ町長を初め、皆さんで国のほうへ強い要望をしていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、この中に特に2020年の東京オリンピック、パラリンピックを前に希望を持てる町づくりにオールジャパン体制で取り組むことということで提言がなされていますが、これはある意味オリンピックのときに我々が避難しているということが国としては余りおもしろくないのかなというふうにも受けとめているのですが、この辺について前の多分4次のときもオリンピックは自宅で見ましようみたいな言い方があったような気がするのですが、その辺について町長、どう思われますか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 国は、オリンピックまでに復興したというものを世界に発信したいというふうなものであらわれだと思えます。それらについて当然2020年までに復興の形を世界にアピールするというわけですから、あと5年で復興を完全にすることを裏返せば、国の熱意のあらわれだというふうには感じておりますが、きのう12市町村の将来像に関する会議がありました。これは、浜田復興副大臣と知事を交えてのものなのですが、この中で私も2020年という国の一つのステップは大変ありがたいと。ただ、ここで終わってしまったら、緒についたばかりの復旧が、復興が進んでいかないと。その後の財源も必ず確保してくださいねということで大きな声で私も申ししてきたところでございます。そういう意味では、今回2次復興計画が通過したその後に国のほうにこれらを持って、そして懸念材料であるこれらのいろいろな課題を要望という形でまとめて、それで国のほうに持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ぜひそのようにお願いしたいと思えます。本当に2020年で切られたら何もならないなというふうに思っています。復興は、それこそこれから10年、20年、30年と廃炉もあることですし、そこまで続くのだろうというふうに思っておりますので、ぜひ強力に要求をお願いしたいと思えます。

続きまして、指定廃棄物の問題、福島県での既存管理型処分場活用に係る受け入れ合意に向け、受け入れ自治体支援も含め、最大限の努力をすることという提言がなされております。これについて受け入れ自治体支援という形、これについては町としては何かどういったものを要望するのか、支援策をかわりに何か考えていることがあればお示ししていただければなと思えますが。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたしたいと思えます。

廃棄物処理については、まだはっきりとしたものはございません。前回全協のほうで国から説明があったとおり、国有化が最大のことでございまして、その後まだ受け入れるとか受け入れないということは決まっておりますし、その辺も含めて今後住民説明会をやりながら、町としてもしっかりと考えて国のほうに要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） そのとおりだと思うのです。まだ何もこれ決めていない状況の中で、こういうことが提言に書かれること自体ゆゆしき問題かなんていうふうに私は読み取ったものですから、ちょっとその辺を含めて、国と何か折衝があるのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたかったということです。

続きまして、きめ細かな対応を今からずっとしていただくというようなことで、除染やインフラ整

備が完了しても、商圈自体を失った企業の再建とか、それから避難に伴って住民がばらばらになったコミュニティの再生は容易ではありません。政府や東電に無責任な賠償打ち切りにならないようにというような形でこれ要望して終わりたいと思うのですが、わかりやすい説明と個々の被災者の状況に応じたきめ細やかな対応をしていただけるよう、町からも強い要望をしていただきたいというふうに思います。それから、国も県も言っていますが、町民、被災者等に寄り添ってやってやると言っている、そういうふうな総理大臣も言っていますが、ちょっと明言とは言うのだからどうか分かりませんが、「事件は会議室で起きているのではない、現場で起きているのだ」とこれ「踊る大捜査線」の映画のせりふか何かだったと思うのですが、本当に現場をよく見ていただいて、現場の実情に合った政策なり提言なりをしていただけるように国に強力に要請をして、要望をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 4時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一



第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 平成27年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成27年6月17日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 2号 議員派遣の件について

推薦第 1号 富岡町農業委員会委員の推薦について

報告第 2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第 3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 5号 専決処分の報告について

議案第44号 専決処分の報告及びその承認について

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定について

議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例について

議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君
参事兼 農務局長	阿久津守雄君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
参事	郡山泰明君
教育総務課長	石井和弘君

いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参事兼 大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
参事兼 生活支援課長	林		志	信	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
総務課長補佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	大	和	田	豊

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、総務課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。  
総務課長。

○総務課長(伏見克彦君) おはようございます。

お手元に議案の正誤表をお配りさせていただきました。ごらんいただきまして、訂正箇所でございますが、議案第48号、附則中に「富岡町税特別設置条例」となっておりますのが、正しくは「富岡町税特別措置条例」でございました。おわびして訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) ただいま報告があったとおりでありますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 渡 辺 光 夫 君

8番 渡 辺 英 博 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第2号、議員派遣の件を議題といたします。

事務局長より朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

発議第2号 議員派遣の件について、ただいま事務局長からの朗読のとおり決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 議員派遣の件については、原案のとおり決しました。

次に、推薦第1号 富岡町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 本件につきましては、農業委員会等に関する法律及び富岡町農業委員会委員の選任に関する定数条例の規定に基づき、学識経験を有する者として議会より3名を推薦することになっております。過般の全員協議会における皆様方の協議を基本として、議長指名により推薦いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本議会より推薦いたします農業委員については、従前のとおり議員より1名、議員以外から女性2名を推薦することといたします。

それでは、議長より指名いたしますが、地方自治法第117条の規定により、渡辺三男君の退場を求めます。

〔12番（渡辺三男君）退席〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は、議員より12番、渡辺三男君、議員以外の方は佐藤邦子さん、郡山豊子さんの2名、以上3名の方を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、以上3名の方を農業委員会委員として推薦することに決しました。

12番、渡辺三男君の入場を許可します。

〔12番（渡辺三男君）復席〕

○議長（塚野芳美君） 渡辺三男君に申し上げます。

ただいま議会より渡辺三男君を富岡町農業委員会委員に推薦することに決しましたので、ご報告いたします。

これをもって推薦第1号 富岡町農業委員会委員の推薦についての件を終わります。

次に、報告第2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号 平成26年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容の説明を申し上げます。

平成26年11月臨時会及び12月定例会並びに3月定例会において議決いただきました一般会計の繰越明許費設定事業について、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、地域住民生活等緊急支援事業及び第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、施設整備事業費、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地等災害復旧事業費並びに第2項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧事業費について、事業の予算を1年間延長して執行するため、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成27年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） たびたびわからないのですけれども、繰越明許繰越計算書ですけれども、これは基本的には交付金ですよね。そうすると、翌年度に繰り越した2億7,893万1,490円というのは、27年度に予算計上されるものかどうなのか、これを伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） これにつきましては、翌年度に繰り越して予算が執行されるものでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これが翌年度繰り越しは当然ですけれども、そうすると27年度については原

資として2億7,893万1,490円ですけれども、これだけでは今年度の財源は十分とは言えないと思うのですけれども、その場合には一般会計の中で補填するのがあるいは町債を発行するのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ここに書いてあります一番上の例えば総務費でございますが、総務管理費の中の地域住民生活等緊急支援事業につきまして2,600万円を翌年度に繰り越したということで、一般会計からの補填を行うというものではございません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、この分で、ですからこの事業を行うための予算は十分というか、足りるのですねということですか。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それぞれ繰り越した予算でもって本年度の事業は賸えるというような考えでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、よろしいですか。

○13番（三瓶一郎君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。次に、報告第4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、報告第4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容をご説明いたします。

平成27年3月定例会において議決いただきました公共下水道事業特別会計の繰越明許費設定事業、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業費について、予算を1年延長して執行するため、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成27年度へ繰り越したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。



13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 2点ほど伺いたいのですけれども、これは総務課長の答弁になろうと思うのですけれども、結局翌年度繰越額ということですから、これは基本的な事業の財源というのは交付事業あるいは町債の発行だと思っておりますけれども、このうちどちらなのかということと、それから事業費の債務繰越金がどのくらい残っているのか、その2点を伺いたいです。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） この事業につきましては、災害復旧ということで復興交付金が充当されております。それから、次年度の債務ということでございますが、26年度で繰越額との差額分の工事が完了しております。27年度に2億9,105万9,080円を繰り越したということで、この金額が事業費というようなこととなります。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 総務課長の今答弁よくわかるのですけれども、公共下水道の事業費の残高はどのくらいあるのか、これを伺いたいです。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ご質問の件は、公債費等の残高というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） いや、町債も含めてあるいは一般会計から補填する場合もあるのだらうと思っておりますので、その残高の総額をおっしゃっていただきたいと思っております。いや、ここで速やかに答弁できないとすれば、後ほどでも結構ですから、後でよく検討してご答弁願いたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。

13番さん、今は繰越明許をすることに関するものであって、そのほかの財源とか起債の分というのはこの部分には含みませんので、別な場所での質問にしてください。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、確かに当然これ繰越明許費の件なのです。私は、それについてのこと以外には聞いておりませんので、その中でご答弁できるものはご答弁いただきたいという趣旨ですから、誤解のないように。

〔「13番に関連」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の関連なのですが、先ほどの3号の中で繰越明許に、例えば今だと幾らですか、繰越明許費が2億9千何がし出ていますよね。これが予算書に載っていますかと前の質問でしたやつに対して、それを答えないでやっているから、これしか工事費がないという勘違いしているのです。これは繰越明許費ですから、あくまでもこの事業、前年度から繰り越した金額であって、下水道の事業費はまだまだあるわけですから、今年度の予算。だから、今年度の予算書にこの金額が載ってい

るのか載っていないのかの、前の前段の議案で質問したはずなのです。それを答えないからこんがらがってしまっているのです。と思いますけれども、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長でよろしいですか。詳しいあれのほうがわかっているのであれば、総括は確かに総務課でまとめているわけですが、もし詳細を説明できる方が別にいるのであれば、そちらで説明したほうが良いと思うのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 27年度当初予算書の中には、繰り越した部分については入ってございません。繰り越した部分につきましては、繰り越した金額の範囲内で事業を行うというものでございます。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 平成26年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について内容をご説明いたします。

平成26年11月26日、町議会の議決を受けました公共下水道（富岡川以南）6工区災害復旧工事に係る「工事請負契約について」の一部変更が生じたことから、町長の専決処分事項の指定について、第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により報告するものであります。

変更の内容といたしましては、既設マンホールの止水の補修箇所の変更でありまして、当初3メートル程度のところに止水を予定しておりましたが、詳細な調査の結果、1メートル80のところにも止水箇所が発生しました。3メートルの止水箇所につきましては、簡易な止水で処理できることがわかりまして、1メートル80のほうは掘削をして止水をしなければならない状況でありました。このことによりまして3メートルから1メートル80に変わったことにより工事が変更となりました。当初請負

金額7,198万円から42万1,200円の減額をし、7,355万8,800円としたものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第44号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第44号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明申し上げます。

議案第44号別紙、専決第1号、専決処分書をごらんください。平成26年度一般会計補正予算（第8号）については、北部衛生センター災害復旧工事に係る双葉地方広域市町村圏組合負担金について補正をしたものでございます。北部衛生センター災害復旧工事については、当初27年度事業で予定されていたものですが、26年度に前倒しし、繰り越し事業として27年度に実施となったものであり、平成27年3月23日付で専決処分をさせていただいております。

1ページをごらんください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億5,957万6,000円とするものです。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第10款地方交付税、第1項地方交付税については、震災復興特別交付税1億55万円の増額を計上したものです。

次に、歳出の内容について申し上げます。4ページをお開きください。第4款衛生費、第2項清掃費については、双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金1億55万円の増額を予算計上したものでございます。

以上が専決補正の内容であります。ご承認方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第45号、富岡町税条例等の一部を改正する条例について、その改正の趣旨、内容等をご説明申し上げます。

平成27年度地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、一部を除き平成27年4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

今回の条例改正は、第1条として、現行条例であります富岡町税条例の一部を改正するもの。

第2条として、昨年9月に可決され、施行期日が平成28年4月1日となっている税条例等の一部を改正する条例となっております。

主な改正点を申し上げますと、第1条では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、俗に言うマイナンバー法の施行に伴う所要の条文の整理、法人町民税の一部改正、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限の延長、ふるさと納税の拡充、固定資産税への負担調整の措置の延長、軽自動車税について、燃焼性能に応じたグリーン化特例の導入における一部改正及び条文の整理。

2条において、平成27年度分以降の年度分の軽自動車、二輪車等について適用されることとされていた新税率について、平成28年度から適用されることとした税条例の一部改正と条文の整理となっております。

それでは、資料の富岡町税条例一部改正新旧対照表によりご説明申し上げます。

それでは、第1条による改正の新旧対照表、21ページをお開きください。第2条、第3号、第4号については、マイナンバー法施行に伴う所要の条文の整理をしたものでございます。

次に、第23条第2項、第3項に関しては、法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税

と同様に書きおろす形式に改正したものでございます。

次に、22ページをお開きください。第31条第2項及び23ページの第4項については、法人町民税均等割の税率について、税率適用区分の基準である資本金等の額について加算する措置を行うとともに、地方税法等の改正に伴い、条文を整理したものでございます。

次に、23ページ、第33条については、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするため、ただし書きの条文を追加したものでございます。

次に、第36条の2第9項については、マイナンバー法施行に伴う所要の条文の整理をしたものでございます。

次に、24ページをお開きください。上段の第36条の3の3第4項については、所得税法条項のずれにより条文を整理したものでございます。

次に、中段、第48条第6項及び25ページの第50条第3項については、法人税法について連結法人規定の条項を改正したため、所要の措置をしたものでございます。

次に、25ページ下段、第51条第2項については、今回の地方税法改正により、町民税の減免の申請期限について、各市町村の事情に応じて規定することができることとなり、納期限を明確化するため括弧書きにしたものでございます。

次に、26ページをお開きください。上段、同条同項第1号については、マイナンバー法施行に伴う所要の条文を新設したものでございます。

第57条及び第59条についても条項のずれにより条文を整理したものでございます。

次に、27ページをお開きください。第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号、28ページ、同条第1項についてもマイナンバー法施行に伴う所要の条文を整理したものでございます。

次に、28ページ、第71条から33ページ、第149条第1号にかけましても、減免の申請期限についての明確化した改正とマイナンバー法施行に伴う所要の条文を整理したものでございます。

次に、33ページをお開きください。附則第4条第1項については、法人税法条項のずれにより条文を整理したものでございます。

次に、34ページをお開きください。附則第7条の3の2、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除、俗に言う住宅ローン減額制度について、その対象となる家屋の住居の期限が平成31年度まで延長になったことによる改正でございます。

附則第9条から次ページの附則第9条の2については、ふるさと納税のワンストップ特例制度の創設の規定でございます。確定申告不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、確定申告せずに控除が受けられる仕組みを条文化したものでございます。

次に、36ページをお開きください。附則第10条の2、第6項から第12項まで、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例について、第6項から第8項までと第12項を新設したことと条文の整理をし

たものでございます。

次に、下段、附則第10条の3第1号から39ページの第9項第1号までは、マイナンバー法施行に伴う条文の整理したものでございます。

次に、40ページをお開きください。附則第11条及び第11条の2については、平成27年度の固定資産税の評価がえに伴い、平成28年度及び29年度において地価が下落した場合の宅地等の課税標準を修正することができる特例期間が延長されたことに伴い、条文を整理したものでございます。

附則第12条から42ページの附則第13条にかけましては、現行の宅地等及び農地に課する特例措置、負担調整措置について、平成27年度から平成29年度まで3年間延長されたことに伴い、条文を整理したものでございます。

次に、43ページ、附則第15条についても特別土地保有税の課税特例の適用期間を3年延長したことによる改正であります。

次に、44ページから45ページ、附則第16条については、平成27年度中に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、平成28年度にその燃費性能に応じたグリーン化特化、軽課の措置を講ずることとした条文を追加したものでございます。

次に、45ページをお開きください。現行附則第16条の2については、旧3級品の紙巻きたばこに関する特例税率について廃止のため、条文を削除したものでございます。

次に、46ページをお開きください。附則第22条第1項第1号、同条第3項第1号については、マイナンバー法施行に伴う所要の条文を改正したものでございます。

次に、47ページ、第2条による改正、富岡町税条例の一部を改正する条例の一部改正の新旧対照表をごらんください。附則第16条については、先ほど説明いたしました第1条の改定の規定に附則第16条のグリーン化特化、軽課の規定に平成26年9月に改正され、未施行の軽自動車税率を附則第16条の規定に加えたことによる改正でございます。

次に、48ページをお開きください。附則第1条及び附則第4条については、平成26年9月に改正され、平成27年度以降に適用することとされていた軽自動車及び原動機付自転車並びに二輪車等に関する税率について、適用開始が平成28年度以降と1年間延長されたことに伴う措置でございます。

次に、49ページをお開きください。附則第6条について、軽自動車のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴い、一部内容の改正が生じたため、条文を改正したものでございます。

次に、50ページをお開きください。附則第1条は、引用条項の修正等の所要の改正についての施行期日は、平成27年4月1日としたものでございます。

附則第2条については、改正後の富岡町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成27年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるとした町民税に関する経過措置をうたったものでございます。

51ページの下段、附則第3条、53ページの附則第4条について、固定資産税及び軽自動車税に関す

る経過措置についても町民税同様の経過措置をうたったものでございます。

次に、53ページ、附則第5条については、第1項から62ページの第14項までは、紙巻きたばこ3級品の特例措置の廃止までの経過措置として、平成28年度から平成30年度までの各年度において税率を段階的に引き上げる措置を講じることとしたこと、また税率の引き上げ前日に売り渡し等が行われました紙巻きたばこ3級品を販売目的で所有する場合において、小売販売業者等に手持ち品課税を行うこととした経過措置をうたったものでございます。

62ページ、附則第6条、附則第7条の特別土地保有税、入湯税に関する経過措置については、引用条例の修正部分については、施行日以降に適用し得る旨をうたったものでございます。

以上が改正の内容となっております。よろしくご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定について内容をご説明申し上げます。

富岡町災害復興計画（第二次）は、本町を取り巻く情勢並びに町民の意識や将来設計像が刻々と変化する状況にあるため、復興ビジョンや第1次復興計画を踏襲し、まちづくり計画の提言をもとに将来を見据えた計画とすべく策定したものでございます。策定に当たりましては、公募町民30名及び町職員26名の計56名で検討委員会を立ち上げ、10カ月間、100時間を超えるご議論をいただき、検討委

員会案を取りまとめていただきました。本計画は、提出いただいた計画案へ議会全員協議会やパブリックコメントでご意見をいただき、それら貴重なご意見を集約調整したものであり、富岡町総合開発審議会より適当であると答申いただいたものでございます。本計画では、どの道を選んでもふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町、これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指してのスローガンを掲げ、帰還する、帰還しないまたはできないの二者択一の選択以外に、今は判断できない、しないの長期待避、将来帰還を町独自の選択肢として明らかにし、町民の一人一人の心の復興、町民の心をつなぐふるさと富岡の復興を基本理念として、復興の取り組みを分野別並びに町民の意向別に示す計画としております。

それでは、別冊の富岡町災害復興計画（第二次）をお開き願いたいと思います。5ページから18ページでございますが、第1章、富岡町災害復興計画（第二次）策定に当たっては、我々を取り巻く状況、それから本計画の位置づけ並びに帰還時期の考え方などを示しております。

19ページから27ページの第2章、基本理念と基本方針では、復興に向け我が町が進む方向を基本理念として掲げ、基本理念を具現化するための方針をお示ししております。

28ページから47ページの第3章、基本方針を実現するための重点プロジェクトでは、基本方針を実現するための取り組みと重点的に進めるべき取り組みを重点プロジェクトとして設定し、48ページから57ページの第4章、土地利用方針で重点プロジェクトを効果的に進めるため、社会インフラを最大限活用するなどとする土地利用の方針を示しました。

また、58ページから101ページの第5章、分野別の具体的取り組み、第6章、意向別の具体的取り組みでは、基本方針を実現するための全ての取り組みを分野別並びに町民意向別に示しました。また、計画を確実に推進するための実施計画策定や計画の進め方などを102ページ以降の第7章、計画の推進で示し、本計画の実効性の確保に努めることとしております。

なお、検討委員会よりご提案がありましたさまざまな事業、施策、それからアイデアなどは、全てを資料編にまとめ、実施計画策定などの際に参考とすることとしておりますので、申し添えたいと思います。

内容についての説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 富岡町災害復興計画（第二次）の制定についての件を採決いたします。



本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例についての件を議題といたします。

なお、この件はさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、東日本大震災に伴う大津波による被災を教訓に新たに制定する条例でございます。

まず、第1条に本条例の趣旨として、自然災害による危険の特に著しい区域を建築基準法第39条第1項の規定に基づき、災害危険区域として指定し、また同条第2項により区域内の建築物に建築制限を行うことで地域住民の安全を確保することを目的とするとっております。

次に、第2条では、災害危険区域の指定について、津波による危険の特に著しい区域を町長が指定し、その効力については告示による旨を定めております。

次に、第3条では、災害危険区域内における建築制限について定めており、1号から5号で制限される用途別の建築物を規定しております。

次に、第4条では、既存建築物における規制緩和として、建築当時の法令適合となる建築範囲は緩和する旨を定めております。

次に、第5条では、建築物が区域内外にわたる場合の措置について、第3条の建築制限は適用しない旨を定めております。

次に、第6条では、本条例の施行に関する必要事項は、町長が規則で定める旨の委任行為について定めております。

また附則として、本条例は公布の日から施行する旨を定めております。

富岡町災害危険区域に関する条例についての説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 富岡町災害危険区域に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、富岡町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙資料の新旧対照表よりご説明申し上げます。

64ページをお開きください。まず初めに、条文の訂正をお願いいたします。附則中、「特別設置条例」を「特別措置条例」に訂正をお願いいたします。

それでは、第4条の原子力発電施設等立地地域における不均一課税において、現行右側の「平成27年3月31日」を左側改正案のとおり「平成29年3月31日」に改め、期間を2年間延長するものでございます。

附則において、公布の日から施行とし、改正後の規定は平成27年4月1日から適用とするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件はさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について内容をご説明申し上げます。

本案は、上位法の改正に伴う政令の施行と平成27年度の国民健康保険税の課税額算定のため、所要の改正をするものでございます。

まずは、平成27年度国民健康保険税率算定についてご説明申し上げます。税率設定方針としましては、従来どおり4方式として所得割、資産割、均等割、平等割を用い、低所得者軽減については7割、5割、2割軽減、応能割、応益割を50対50として税率算定を行っております。なお、平成27年度においても原発事故に伴う避難により全額減免となり、減免した保険税については国費で補填されるため、収納率100%で算定を行いました。

平成27年度の必要額については、医療一般分については前年度より引き続き受診回数の増加等により約3億9,000万円、前年度比較で約2,300万円の増額、後期支援金約1億5,800万円で約1,500万円の

減額、介護給付金約7,300万円で約600万円の減額となり、総額で約6億2,000万円となりましたが、前年度より約130万円の増額にとどまっております。これは、法改正による適用範囲が変更拡大されました保険財政共同安定化事業交付金等の増額補填があったことによります。

平成27年度の国民健康保険税については、必要額を確保するため、平成27年度の所得割、資産割の税率や均等割、平等割額の金額で算定しますと、医療分1人当たり6万7,840円、1世帯当たり13万5,463円、後期高齢者支援金、1人当たり2万7,452円、1世帯当たり5万4,796円、介護給付金、1人当たり3万200円、1世帯当たり3万9,160円となり、総額での給付金額では1人当たり12万5,516円、1世帯当たり22万9,419円となるものでございます。

それでは、65ページをお開きください。議案第49号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。まずは、税についてご説明申し上げます。66ページをお開きください。まずは一般医療費について、第3条、所得割率で「100分の4.95」を「100分の5.15」に、第4条、資産割率で「100分の26.07」を「100分の26.84」に、5条、均等割額で「2万6,300円」を「2万8,700円」に、第5条の2、平等割額で「2万800円」を「2万2,700円」に、特定世帯、特定継続世帯については67ページのとおりでございます。

次に、後期高齢者支援金について、第6条、所得割率で「100分の2.48」を「100分の2.15」に、7条、資産割率で「100分の13.2」を「100分の11.22」に、第7条の2、均等割額で「1万3,300円」を「1万2,000円」に、第7条の3、平等割額で「1万400円」を「9,500円」に、特定世帯、特定継続世帯については67ページのとおりであります。

次に、介護給付金について、第8条、所得割率で「100分の1.77」を「100分の1.65」に、68ページをお開きください。第9条、資産割率で「100分の9.99」を「100分の8.65」に、第9条の2、均等割額で「1万3,800円」を「1万2,800円」に、第9条の3、平等割額で「7,600円」を「7,100円」に、特定世帯、特定継続世帯については68ページのとおりでございます。

次に、23条第1号については、7割軽減の税率、税額を、69ページ、同条第2号については5割軽減の税率、税額を、70ページ、同条第3号については2割軽減率、税額をおのおののとおり改正しております。

次に、制度改正についてご説明申し上げます。済みません、戻りまして65ページをお開きください。本則第2条第2項、第3項並びに第4項の改正は、上位法の地方税法施行の改正により、医療一般の課税限度額が「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金の課税限度額が「16万円」を「17万円」に、介護給付金の課税限度額が「14万円」を「16万円」と改めるものでございます。

次に、69ページをお開きください。第23条第2号の改正において、5割軽減の減額対象となる世帯の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を「24万5,000円」から「26万円」に改正するものでございます。

次に、70ページをお開きください。第23条第3号の改正において、2割軽減の減額対象となる世帯

の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を「45万円」から「47万円」に改正するものでございます。

次に、71ページをお開きください。附則第1条、第2条については、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとしたものでございます。

また、第3条については、富岡町税法等の一部改正に伴い、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部の改正規定の施行期日を平成28年1月1日と施行するものとするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づき改正するものです。

改正の内容は、富岡町介護保険条例（平成12年富岡町条例第8号）の第14条に新たに1項を加えるものです。町介護保険条例で第1段階に該当する特に所得の低い高齢者、第1号被保険者の保険料率、

年額「3万9,000円」を平成27年度から28年度までの2年間で年額「3万5,100円」に改正するものがあります。その軽減化分は、国庫負担金で賄うものであります。

議案第50号別紙資料、72ページをごらんください。富岡町介護保険条例新旧対照表によりご説明いたします。第14条の保険料率に次の1項を加えて第2項として、第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額3万5,100円とするものとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、経過措置として、改正後の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第51号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、復興、再生等に向け直面する課題に対応するため、緊急に措置すべき経費を予算化するものであり、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,571万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ131億651万3,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをごらんください。第14款国庫支出金、第

3 項国庫委託金9,150万1,000円の増額は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金6,978万7,000円の増及び福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の補助採択による2,171万4,000円の増額などによるものです。

第15款県支出金、第2項県補助金3,145万4,000円の減額及び第18款繰入金、第2項基金繰入金2,768万8,000円の減額は、財源の組み替え等によるものです。

第20款諸収入、第4項雑入336万円の増額は、電源地域振興・みらいを描く市町村等支援事業助成金を計上したものであり、歳入合計において3,571万9,000円の増額補正となるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費1,910万円の増額は、一般管理事務諸経費及び文書事務諸経費の委託料の増などによるものです。

第3款民生費6,421万9,000円の増額は、第1項社会福祉費において介護給付費繰出金117万5,000円を増額し、第3項災害救助費において生活支援バスの運行委託費5,204万4,000円を労働費から組み替え、また下郡山連絡所移転後の施設賃借料として1,100万円を計上し、合わせて6,304万4,000円を増額したことによるものです。

第5款労働費、第1項労働諸費5,204万4,000円の減額は、生活支援バスの運行委託費5,204万4,000円を民生費に組み替えたことによるものです。

第6款農林水産費及び第8款土木費は、災害復旧費国庫委託金の補助採択により、財源を更正するものでございます。

第7款第1項商工費413万9,000円の増額は、観光振興事業費の委託料及び補助金の増によるものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費30万5,000円の増額は、漁港災害復旧事業の設計委託料の増によるもので、歳出合計において補正総額を3,571万9,000円の増とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

8ページをお開きいただきたいと思います。8ページ、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ10ページ、11ページ。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 総務費のマイナンバー制度の導入の業務委託の中身について教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、お答えいたします。

マイナンバー制度導入業務委託料320万円の増額でございますが、マイナンバー制度が29年の7月に国と地方公共団体の間の連携が開始するというので、前段といたしまして27年の10月には個人番号の通知がなされるところでございます。これに伴いまして適用範囲が役場内の各課の事務に及ぶということで、各課等の課長あるいは担当者、そういった方の制度についての理解を深め、それぞれの進捗に合わせて国との連携に向けて漏れなく、おくれることなく進めていかなくてはならないというような状況に現在ございます。こういった中で、各課の課長、担当者の理解させるために総務課総務係が担当するということとなりますが、総務課総務係の担当者のそれに係る専門的な知識ですとか事務量というのも非常に増大するというので、1名専属でかからなければならぬぐらいのボリュームになるというふうに見込んでおります。そのため現在の職員体制でこれを専属にするということが難しいということで外部委託ということで、委託の内容といたしましては制度の啓発、それから広報活動の提案、それから職員向けの説明会あるいは管理者向け、担当者向けの説明会、それからマイナンバーが施行されますと、漏えいとかそういった部分での職員の責任というのが非常に重要になってまいります。そういったセキュリティーに関する講習会、さらには町民向けに制度のPR、そういった説明資料ですとかホームページの原稿ですとか、そういったものの作成ということで今回委託として計上させていただきました。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 歳出の部で土木費と災害復旧費で、合わせて25億円ぐらい計上されているのですけれども、結局今社会的な問題になっているのは物品の高騰、それから作業員不足などによって入札の執行率が福島県では……

○議長（塚野芳美君） 13番さん、10ページ、11ページです。ページ数が違います。

○13番（三瓶一郎君） 失礼しました。訂正します。私、ちょっと待ってください……発言を訂正します。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか、では。



○13番（三瓶一郎君） はい。

○議長（塚野芳美君） 後ほど、ではお願いします。

そのほかございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 3款民生費、3項災害救助費の6番の連絡所兼休憩室管理運営費賃借料と生活支援バス運行事業費運行委託料について詳しくご説明お願いしたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

まず、連絡所兼休憩室管理運営費ですが、これにつきましては今現在下郡山集会所を使いまして、町民の皆さんが一時帰宅した際に防護服、それから線量計の貸し出し等を行ってございますが、この業務につきまして、ことしの秋ぐらいを目標に町の復興拠点となる国道6号線沿いの中心部にこの機能を委託する計画でおります。そこでは、今現在行っております下郡山の連絡所機能のほかに、一時帰宅する町民の皆さんの休憩所や待ち合わせ場所として使っていただくことも考えてございます。また、今後帰還した際には、帰還後におきましては、帰還した町民、それから一時帰宅する町民等の交流の場、交流サロンとして活用を図っていく考えでございます。内容につきましては、設置場所につきましては、富岡町中央2丁目69の1ということで、回転ずし店舗がありました敷地を利用いたしましてお借りしまして、そこに約100平方メートルの建物を建てて、このような事業を行うということで考えております。主な機能といたしましては、休憩スペースの提供ということで、一時帰宅した町民の皆さんが休憩したり、また歓談したりできるように椅子やテーブル、畳スペースを配置するとともに、高齢者等にも優しいトイレを設置します。また、飲料水の提供等も行っていく予定です。また、窓口サービスとしまして、今現在行っている一時帰宅している町民の皆さんに防護服の配布や線量計の貸し出し等のサービスを行います。それから、情報提供ということで町の復興、復旧状況などをお知らせするために資料提示のスペース、それから展示スペースを設けるような計画でおります。以上が連絡所兼休憩室等の内容になります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 私のほうから生活支援バス運行事業費ということですが、次ページ、13ページのほうから委託料あるのですが、緊急雇用対策の輸送費ということで計上してありました。それをそのまま組み替えただけでございませぬ。内容につきましては、郡山、大玉、三春の支援バス運行していますが、運行の費用でございませぬ。内容的には変わりございませぬ。組み替えということでございませぬ。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ある程度理解したのですが。

まず、連絡所兼休憩室管理運営費の賃借料ということですが、これ下郡山はもう廃止ということになるのかと、あと賃借料が1,100万円となっているのですけれども、このご説明を聞きますと土地だけだと思うのですけれども、土地だけだとして1,100万円というのはちょっと高いのではないかと。

1カ月当たり100万円近くになるかと思うのですけれども、その辺どのようなことで金額が出たのかをお聞かせください。

それから、生活支援バスは振りかえということなのですが、仮設住宅の買い物とかのバスの運行ということだと思えるのですけれども、これは非常に仮設に入っている方にとっては利便性があるということでもいいと思えるのですけれども、話によりますと大分利用者が少なく、一人も乗らないなんていうこともあるのですけれども、見直し等はされているのでしょうか、その辺お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、まず第1点目の今の現在の下郡山の集会所からの切りかえにつきましては、まずことしの秋を目標に新しい交流サロン、集会所を今整備しようとしているところなのですが、それができ上がりましたら切りかえるという形で考えております。2つ使うということではありません。

それから、今回の1,100万円の増額につきましては、当初予算の中で建物の工事費、それから建物のレンタル料を3年間分の賃借料で支払う計画ということで計画してございましたが、この事業につきましては国の帰還・再生加速事業の対象としておりますので、そちらへの申請前の事前ヒアリングの中で、建物の工事費につきましては3年間の賃借では金利が発生することから、一括で払って申請してもらいたいということで、そういうことがございまして、今回一括で払うために増額をしたわけでございます。まず、休憩所につきましては1,100万円の増額につきましては以上でございます。

それから、バスの利用につきましては、バスの運用につきましては生活支援課のほうで担当しておりますので、こちらで回答させていただきますけれども、確かにご指摘のとおりバスにつきましては利用が少ないところもございます。それで、郡山市内等につきましては今般各仮設住宅から発着しておりますので、仮設住宅の自治会の会長さんなども交えましてその辺の意見等を聞きまして、皆さんに利用しやすいような体制とか時間とかそういう面につきましては検討していく考えでございます。バスにつきましては、以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） わかりました。サロンについては、建物も一括で建物を含めたリースという形になるということで、一括で支払いで1,100万円、これに土地代も全て含めているという……

〔何事か言う人あり〕

○3番（早川恒久君） 土地は……建物代ということで理解しました。

それから、バスのほうなのですが、やはりこれはそろそろ見直しが必要だと思っておりますので、ぜひ無

駄というわけではないと思うのですが、全然乗らないのにこれで5,000万円以上かけるのもちょっとないかと思しますので、いろいろ方法もあるかと思しますので、その辺検討していただいて、なるべく別に回せる予算でもあるかと思しますので、ぜひその辺ご検討いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 要望でよろしいですか。

○3番（早川恒久君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ12、13ページ。ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 7款の商工費なのですけれども、観光振興事業費ということで、これについてちょっと内容をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、お答えいたします。

観光振興事業ということで、簡単に言いますとこういう避難している中でも町のイメージだったり、いろんな意味で町民の心のきずなを保ちたいということ念頭にキャラクターをつくると。主な内容は、1つはキャラクターをつくるということになっています。それがゆるキャラとかそういう特化したものになるかどうかは別なのですが、今後の話なのですが、いわゆる地元のキャラクターをつくりたいというのが1つございます。2つ目には、震災後あるいは継続している場合もございますが、富岡町の特産品の発掘と言うとちょっと大げさになるかもしれませんが、そういった震災後であってもこういうことをやっていますよというような、対外的にお知らせできるような産品があれば、そういうものを発掘していきたいということでございます。それらを一体的に選考委員会等を通じて運営していきたいと思ひまして、ここの委託料としては主にキャラクターを公募して作成するもの、補助金につきましては選考委員会の実行委員会つくりますので、その経費となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、内容はわかりました。

まず、委託先、キャラクターをつくるということで、委託先はどのような系統のところが委託先になるのか。それから、実行委員会ということで、どういうメンバーの実行委員会になるのかもちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 申しおくれましたが、これ合併60周年記念事業という形で進めさせていただきたいと思っております。それで、委託先とか大変申しわけないのですが、実行委員会、まだそこまでは想定しておりません。早急には進めたいとは思っておりますが、そこまでは詰めてご

ございません。今後予算通りでしたら、早急に取りかかりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 委託料265万円ということで結構細かい数字と言うと語弊があるのですが、265万円ということで、ある程度金額がなっているのですけれども、ここに委託先をするということ質問しているのではなくて、どういう系統のところに委託をするのですかということ。例えば委託を専門にしている東京のほうの会社、キャラクターをつくるような専門の会社とかそういういろいろあるかと思うのですけれども、どういうところでキャラクターをつくっていただくのか。実行委員会もこれからということなのですから、予算がある程度上がっている以上、大体どういう方面の人たちを集めて実行委員会をつくるのかとか、そういう大ざっぱな構想もないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 予算の積算根拠なのですが、これは先行して例えば広野町とかそういったところでの運営してきた内容を検討させていただいて、我が町ではこのぐらいという形で予算的には積算させていただきました。あと、選考委員については、やはりこういった誰々という決め方はしていませんが、やはりデザイナーとかそういった関係する方を集めたいとは思っております。あと、委託先ですが、やはりこれは実際そういうマスコットキャラクター等をデザインしている会社がございます、何社か当然ございますので、その辺にお願いするような形でということで積算しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 終わりましたので、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 先ほどの総務課長の発言の中のマイナンバー、これについて質問させていただきたいのですけれども。マイナンバー制度と国民に番号を打ったときにいろんな情報が入ることなのです。例えば健康保険の情報とか、あとは何か預金の残高とかいっぱい個人の情報がその中に入ってしまうということで、これ今年金でかなりマスコミでやっていますけれども、やはり富岡町とか原発被災地の人は賠償金なんかかなり口座に入っていますので、私心配するのは年金のようにウイルスが入ってきたときそれを開いたらば、職員レベルのパソコンからも漏えいするということでは大変心配なのです。こういうマイナンバーもやはりよそからアクセスされないようなシステムという

か、そういうものは当然対策は練るのだらうとは思いますが、役場職員の方のパソコンに入ってきて絶対漏えいしないよと、そういうことはこれから専門家の勉強をしながら、二重、三重のやり方でやっていくのだらうと思いますが、その辺のことはどうなっているのか、課長のほうからお願いします。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） では、今の件については私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

まず、整理をする上で今回の年金の流出問題について一度お話しさせていただきたいと思うのですが、皆様もご存じのとおり日本年金機構の個人情報の流出問題につきましては、私も厚生労働省から6月1日、事務連絡いただきました。内容は、職員がウイルスが入ったメールを開いたことによって、職員のパソコンの中に入っていた個人情報が流出したもので、5月の28日に判明したものです。件数といたしましては125万件、人数でいうと50万人分のデータということでございます。これに対して厚生労働省の対策といたしましては、漏えいをしてしまったのではないかなんていう方の基礎年金番号を変更して、新しい年金番号を郵送で送るといようなこととおわびの文を送るといようなことをします。これを踏まえまして、今度マイナンバー制度の話をしたしたいと思います。

マイナンバー制度につきましては、実は参議院の国会の中で、衆議院でもう既に可決されたマイナンバーの改正案というのがございます。この改正案というのは、今先ほどちょっとお話を頂戴しました口座の預金の情報をマイナンバーのカードに入れようとか、あとはそれ以外にも乳幼児が受けた予防接種の記録なども入れようかなんていう話、これにつきましては今見送るといような形になっております。しかしながら、マイナンバー制度と申しますのは、もう既に2013年に法律は成立しております。先般甘利内閣府の特命担当大臣が6月2日に記者会見した内容をちょっと私調べたのですが、これではマイナンバーの導入スケジュールを変更する予定はないというふうな話をしております。これは、どうしてこのような発言をしたかといいますと、マイナンバーに関するシステムやデータというのは、基本的にL G W A N、国と県と市町村のみで使えるインターネットつながらないローカルネットワークを利用してやるもの。このことから甘利大臣のほうでは、マイナンバー制度についてはこのまま進めるといような話をしているのだと思います。今回の年金の漏えいにつきましては、本来であればインターネットに出ないローカルネットワークだけで処理をしなくてはいけないものを職員がシステムから皆さんがよく使われるエクセルファイル等のデータに加工して、それをインターネットが使えるパソコンに入れて操作をしてしまったことにより漏えいしたものです。

このことから、実はきのうなのですが、国から福島県を經由しまして各市町村に調査依頼が来ております。大きくは、個人情報が入っているネットワーク、一般的に市町村が使うネットワークというのは大きく2つに分かれているのですけれども、個人情報を扱う基幹系のネットワークというものは、これは絶対インターネットとつながらないものです。あともう一つは、どうしても業務上インターネッ

トを見なければいけませんから、インターネットができる、私も情報系というような名前を使っているのですけれども、ネットワークの2つに分かれております。2つのネットワークが交わっていないかという調査物が来ております。それで、調査をすることでマイナンバー制度が始まるまでに万全な体制で迎えたいなというふうな形で国では考えているところでございます。このことから100%流出しないということは、今のITの中ではなかなか難しいところもあると思うのですけれども、100%に近いセキュリティを担保すればマイナンバー制度はいけるのではないかというふうに思っております。私もマイナンバーにつきましては、今後国の動向を見据えながら、10月5日からマイナンバーの通知カードとかの送付がございまして、それについては着々と進めていきたいと思っておりますのでございまして。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 説明ありがとうございました。

100%はあり得ないと。だが、100%に近いものを目指すと、そういうことだと思います。ただ、やはり人間のやることですから、いろんな人が扱えるのではなくて、限られた人しか扱えないと。それも一つのセキュリティかなと思います。また、そこからダウンロードできないと、やはりデータを持ち出すことできないと。それもやはりセキュリティに入るべきだと思います。そういうことを完璧にした上でマイナンバー制度を導入しないと、やはり個人の預金残高は外すと言ったから大丈夫だということだけではなくて、健康保険の病気の情報とかいろいろありますので、完璧を目指して、その部屋には鍵がかかっていて限られた人しか入れないよと。誰が何時から何時まで入ってどういう作業をしたとか、そういうふうな厳重な、金庫の中で作業してもらうような状態になるかもわからないけれども、それくらい慎重に扱ってほしいということを要望して終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございせんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません、1点確認というか、質問なのですけれども、今回緊急雇用対策費から、労働費のほうから民生費のほうに組み替えがあつて、財源を見ますと県の支出金がなくなっているわけなのですが、これ県のほうから経由で緊急雇用対策費というのが入っていたわけなのですが、これは国のことになったということで、緊急対策費というのは今後もある程度の年数続けていけるのかどうか、ちょっと確認したいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

まずは、生活支援バスの運行委託につきましては、予算書にもあるとおり、福島県原子力災害区域等帰還・再生加速促進事業ということで充当しております。緊急雇用対策につきましては、今般の交付金の見直し等々、それから財源の見直しのお話の中でも1つ不確定なところが国からも示されてお

ります。我々としては、緊急雇用対策事業が担保されないと、長引く避難生活を、正常な形で我々行政できないというような話は差し上げているところで、今後もそのことは強く訴えてまいるところでございませう。我々が今行っている緊急対策事業については、ほぼ全額今までどおり確保される、事業を変えながらも確保されるというような国のお話でございませうので、そのところは安心しながらもその担保をとるように継続的に国と協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（遠藤一善君） いいです。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませうか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 15ページ、総括で漁港の設計等委託料30万5,000円ということなのですが、ちょっと災害復興計画2次ずっと見ているのだけれども、漁港の今後のあり方に関しては全然触れていないのです。それで、現に震災前、富岡には親子船の人とか1人乗りの船とか釣り船とかいろいろあったと思うのです。その中でちょっと耳にしたのですけれども、新造船つくってまたやるのだと頑張っている人もいるみたいなのです。そういった人らに対して富岡漁港のあり方、どういうふうに考えていっているのか、町としては、ちょっとその点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 総括ということで、30万5,000円については技師単価が上がったということで補正させていただきました。あと、漁港のあり方ですが、当然町のほうでも漁港と事業そのものは県でやっていることはご存じのとおりですし、町のできる部分として今回漁具倉庫等を委託してやっているというような状況です。今後については、当然漁業者の方も今後も継続したいとおっしゃっている方おりますので、それは当然いろんな問題、水産業抱えていますので、長い期間はかかるかもしれませんが、やりたいと。あと、当面なのですが、これは第2次復興計画の策定の中で漁業者の代表者の方もいらっしゃったのですが、そういう中ではやはりこれとってないのですが、漁港を利用した観光であったり、いろんな情報発信の基地だったり、そういったもので直接漁業ではなくても漁業を中心とした形での情報発信だったり、遊覧船とか入るのかもしれませんが、そういったもろもろのことで漁業を本格化する前あるいは2つの本来の漁業が回復すれば当然そこに行くだろうし、あわせてそういった富岡の漁港ならではの役割というか、そういうものを果たしていきたいということで漁業者の代表者おっしゃっていただいているので、それが第2次復興計画の中に抽象的かもしれませんが、反映されたものと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 町長、たまたま北でいうと一番近いところで真野川漁港だとか、まだ向こうもどこまで復旧しているかわからないのですけれども、海水の汚染水の発表が今第一原発の放水の関係で発表しているだけなのです、発表しているのは。それも踏まえて富岡もある程度の時期になったらどうのような復興のあり方がいいのだけは別としても、富岡町独自で海水の放射線濃度を漁業者にはかってもらおうとか、あとは近海漁業の中で回遊魚とか定置している魚をとってもらって町独自に放射線濃度をはかるとか、そういったような考え方を持って、協力して漁業者の安定した確保に向けてような考えは独自に持っていくことできませんか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 現に今水産物等々の線量というか、ベクレルについては、県のほうでやっていただいております。さらに、加えて町ではどうかという話だと思うのですが、現時点では計画そのものを持っているわけではございません。ただ、漁業って私もよくわからないところあるのですが、今後長きにわたってやっぱり再生させていく必要があるのだろうと思っていますので、それはそれで漁業者の方とも直接その辺はお話ししたわけではないので、今後やはり町の中にある漁港ですので、そこは漁業者の方も含めてやっぱり協議していく中で、そういった方向性、できるもの、できないものは当然あると思うのですが、そういった話し合いをまずして今後の、議員おっしゃるように町の漁業としてどうしていくかというものをもっと詰めていく中で検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 南から来ると久の浜から富岡まで漁港はないし、富岡から請戸まではないし、そういった意味合いでもとる漁業、従来震災前だったらとる漁業、育てる漁業で漁業者は食べていたわけけれども、今これ仮に船を富岡に持ってきてというような形で執行するようになって、すぐ震災前みたいな形でお金に換算できるということはないと思うの。だから、町が県事業でも国事業でもやる事業をある程度窓口になって、そういう富岡漁港で家系でずっと親子代々家業を受け継いできた人らを保護できるような感じで持っていくながら、町独自に海の部分の放射線量をはかっているように持っていくようにひとつ考えてください。よろしく願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 当然議員さんのご指摘というか、ご意見のとおり、やっぱり町の重要な産業であるという認識は当然ありますので、先ほどお答えしましたように漁業者の方とも話し合いの上、できるもの、できない、確かにあるのですが、そういった方向で何ができるかという形で検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。



○企画課長（林 紀夫君） 済みません、続けてのお答えで申しわけございませんが、復興計画の中においても富岡漁港を活用しながらさまざまな事業をやっていきますというようなものを入れさせていただき、それから漁港を拠点に漁業の再生も取り組むのだというような書き方をさせていただいております。産業振興課とともども協力しながら、議員おっしゃったような流れで展開できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時12分）

---

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

22、23ページをごらんください。今回の補正は、駅前整備に係る事業の精査により、歳出予算の中で第1款事業費の土地区画整理事業費において、駅前広場を補完する区画道路の設計やJR施設の補

償調査を行うため、調査委託料3,300万円増額するものであります。また、補償費等の精査により、補償、補填及び賠償金を同額の3,300万円減額するものであります。

19ページをごらんください。歳出総額としましては、現予算額の9億7,385万円と変更はございません。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

22ページから23ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ249万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,966万4,000円といたすものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。27ページをごらんください。第3款の国庫支出金、第1項

国庫負担金は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正により、第1号被保険者の保険料率の軽減化改正による低所得者保険料軽減負担金といたしまして、国庫負担金132万円の増額。第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、現年度介護給付費繰入金として、一般会計繰入金117万5,000円を増額いたすものです。以上、総額で249万5,000円を増額し、歳入総額14億9,966万4,000円といたすものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。28ページをごらんください。まず、第2款の保険給付費、第1項介護サービス等諸費につきましては、保険料軽減化改正に伴う国庫負担金の確定により、一般財源から国庫支出金への財源更正を行うもので、介護サービス等諸費の額の変更はございません。第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業費は、いわき支所内地域包括支援センターへ出向職員として看護師兼介護支援専門員1名を配置予定のため、人件費249万5,000円の増額であります。以上、総額で249万5,000円の増額となり、歳出合計14億9,966万4,000円といたすものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

32ページから35ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

この補正は、平成27年第3回富岡町議会定例会、議案第32号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で議決いただきました後期高齢者医療保険料の還付加算金について、対象者が長期入院や死亡等により連絡がとれず、平成26年度中に支払うことができなかった金額を増額補正をするもので、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,278万円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。39ページをごらんください。第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金は、支払った還付加算金が福島県後期高齢者医療広域連合から納入されることから7,000円を増額し、歳入予算の総額を3,278万円とするものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。40ページをごらんください。第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、支払い必要増額8,000円を増額するものです。第4款第1項予備費は、歳入歳出予算を調整するために1,000円を減額するもので、歳出の補正合計を7,000円を増額、歳出予算の総額を3,278万円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

44ページから47ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、まず総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時30分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時13分）

---

再 開 （午後 1時28分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（遠藤一善君） 報告第17号、平成27年6月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月17日午後1時14分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 教育委員会に関する件、(8) 出納室に関する件、(9) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告18号、平成27年6月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月17日午後1時17分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。（1）復旧課に関する件、（2）復興推進課に関する件、（3）拠点整備課に関する件、（4）農業委員会に関する件、（5）産業振興課に関する件、（6）安全対策課に関する件、（7）生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第19号、平成27年6月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、6月17日午後1時17分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第20号、平成27年6月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月17日午後1時16分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長です。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第21号、平成27年6月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月17日午後1時18分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしております。

内容の説明について、1番、山本育男君より説明を求めます。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第4回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 1時39分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 光 夫

議 員 渡 辺 英 博